

文教委員会議録第二十五号

昭和三十一年四月四日(水曜日)
午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 佐藤觀次郎君

理事 赤城 宗徳君 理事 加藤 精三君

理事 高村 坂彦君 理事 坂田 道太君

理事 米田 吉盛君 理事 辻原 弘市君

伊東 岩男君 久野 忠治君

杉浦 武雄君 田中 久雄君

塚原 俊郎君 並木 芳雄君

町村 金五君 山口 好一君

河野 正君 木下 哲君

小牧 次生君 高津 正道君

野原 覺君 平田 ヒデ君

小林 信一君

出席國務大臣

文部大臣 清瀬 一郎君

出席政府委員

文部政務次官 竹尾 式君

文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君

文部事務官(管理局長) 小林 行雄君

委員外の出席者

文部事務官(大臣官房総務参事官) 斎藤 正君

参考人(日本学校給食会常務理事) 大野 鮮毅君

専門員 石井 昌君

四月四日

委員植木庚子郎君辞任につき、その補欠として町村金五君が議長の指名で委員に選任された。

四月三日

教育職員免許法施行法の一部改正に

第一類第六号

文教委員会議録第二十五号 昭和三十一年四月四日

関する請願(池田清志君紹介)(第一七三〇号)
同(眞崎勝次君紹介)(第一七三二号)

教育委員会制度改正に関する請願外十二件(二階堂進君紹介)(第一七九八号)

青年学級運営費国庫補助に関する請願(石坂繁君紹介)(第一八一四号)

追浜地内官修墳墓の築し及び管理の復活に関する請願(山本正一君紹介)(第一八一五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一〇六号)

学校給食に関する件
参考人より意見聴取の件

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を一括議題とし、審査を進めます。

前会に引き続き質疑を続行いたします。小牧次生君。

○小牧委員 昨日に引き続きして、清瀬文部大臣にさらに御質問いたしたいと思ひます。

きのうは、私は新しくできようとする教育委員会は、その財政権を行政の首長に握られ、また行政の首長が任命権を握る、こういうことから新しい教育委員会に對しまして、行政の首長は非常に強力な優位性を持って、教育委員会は非常に弱体化する、現在でさえも原案送付権を持っておつても、府県議會の体面もあわせて申し上げました、非常に弱い。これでは教育の自主性あるいは独立性というものはなかなか困難である、こういうところに、さらに今申し上げたように財政権あるいは任命権を行政の首長が握つて、なるほど教育委員会に對して意見を聞くことは規定してあるようでございますが、意見が合わない場合はやはり行政の首長の権限によつて決定されていく、場合によつては教育委員会の意思は無視されていく、こういう点をあげて、教育委員会は弱体化されたものになるということを申し上げて、御答弁をいたしたかったのでございますが、これに對する大臣のお考えを承わりたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 今回の案におきましても、教育委員会は教育に關しては決して町村長の下部機關ではないのであります。教育委員会は法案第二十三条の権限を持ち、町村長は第二十四条の権限を持ち、相並んで教育、わけでも義務教育の運行をなめらかにし、完璧にしようという考えであります。どちらか一方に権限を与えて、学校のことを一般行政とびしと二つにわけしてしまふことがいいか悪いかはだいたひ疑問がございます。きのうも申しました通り、町村長でもあるいは町村會議員でも、みな自分の子供、村の青年のためには教育はよかれかしと考えておるのであります。また教育委員会の方々も町村が貧乏になればいいと考えておる人は一人もないのであります。立場は違ひますけれども、みな教育を大切にしようと考えておる人でありまして、わけてもわが国は伝統的に學問を重んずる國でありますから、この二つの組織が組み合つて、相連携して教育を進歩させるといふ組織の方がわれわれはいと考へたのが、この案を出したゆゑんであります。

○小牧委員 ただいま新しくできる教育委員会は行政首長の下部機關ではない、また教育に關するいろいろな問題を行政の執行部、また教育機關、この二つにはつきり分けることはどうか、こういうような意見を述べられて、今のような法案の内容の方がよろしい、大体こういう御意見であつたらうと考へますが、なるほど行政の首長と教育委員会、教育に關する仕事を截然と區別するといふことについては、これはいろいろ御意見もあるうかと考へます。しかしこれは程度の問題でございまして、終戦後わが國がとりまじした文教政策は、一般行政から教育を分離して、そうして教育が不当な支配に服しないようにその中立性、その独立性、その自主性を確保しながら教育の民主化を推進しなければならぬ、これは戦前の

わが國の体面から見ても大きく變つて参つた点であります。その線に沿つて現在の教育委員合法ができて、しかもこれを実現するために第一の条件として教育委員そのものの公選制、こういう手段がとられたと私は考へるのであります。ところが今回の法案の内容を見ますと、明らかに行政の首長の從屬機關であり、諮問機關であり、独立性を失つた内容になつておる。現在御承知の通り教育の問題ではいろいろしなければならぬ問題が多いのであります。そうなりますとやはりそれには予算が必要であるし、またいろいろ經費が必要でございまして、しかしながら現在では地方の公共団体は財政が窮乏いたしておる。そういうような面から知事なりあるいは市町村長はいろいろ教育委員会の要求する予算に對しましてこれを聞き入れないし、あるいはまた削減しようとする。こういう点からやはり何と申しましても教育委員会の力というものは今でさえも非常に弱い。昨年の十二月二十二日の読売新聞にはこういうことを書いてあります。一萬田蔵相、太田自治庁長官は、来年度の地方財政対策につき協議した。その結果、一、市町村の教委の廃止など地方行政制度の改革を行ふ、今回の法案には実現はいたしてありませんが、地方財政の改革には一萬田大蔵大臣と太田自治庁長官の意見の一致を見たといふ内容の発表がございまして、こういうふうな政府においてもまた行政の首長でも、やはり財政上の立場からいろいろな圧

力を加えておる。これから見るとやはり現在の法案の内容では下部機構に転落したところ、かように考えますが、もう一度御意見を伺いたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 この案を決定するまでは、党内においても、また世間の世論としても、町村における委員会すなわち地方教育委員会は、この際廃したことがよろうという有力な議論のあつたことは、小牧さん御指摘の通り事実でございます。しかしながら各方面から検討いたしました結果、やはり教育委員会は存置する方がいい、しかも独立の権能を有する方がいい、またこれを町村執行機関と並んで一つの執行機関とする方がいい、ということまで研究の結果ものが進んだのでございませう。地方自治法の百八十条の四、すなわち執行機関として教育委員会を置くということは、そのまゝにいたすことにいたしました。ただ従前の委員会と違ひますのは、選定の方法を違へただけでございまして、これは独立の執行機関で、下部機構じゃございせん。先日以来たびたび説明いたします通り、予算の二本建て制度は廃しましたけれども、予算条例を作る際には、あらかじめ長と協議をすることでありまして、その方がしっくりといて、摩擦を防いでいい結果を生ずるだらう、こういう考えでございませう。

から申し上げたことに對しまして、決してそうではない、こういうような御答弁でございまして、私どもが中央集権化を招来するものであり、教育の国家統制に進むものであるという根拠は、まず第一は、公選制を廃して任命制に切りかへたこと。第二は、今いろいろ御質問いたしましたような原案送付権、条例権が剝奪されておること。第三点は、都道府県の教育長は文部大臣の承認を必要とする。これは大きな変化であります。なぜ都道府県の教育委員会の任命でいけないのか。第四点は、文部大臣は指導、助言、援助をすることができる。これは第一項から第十一項まで法案の内容を見ますと、非常に広範な、あらゆる面にわたる大臣の指導、助言、援助の内容が規定されております。これによつて、中央の強力なる一連の指導権というものが確立されることは疑ひのないところでございませう。さらにまた第五点は、市町村の教育長は都道府県の教育委員会の承認が必要である。こゝまで来ますと、中央から末端の市町村まで、はつきりした一本の筋を貫いて、都道府県の教育長、市町村の教育長、こういう線を貫いて教育長自体が完全に中央権力のひもつきとなつて、實際は教育長が新しい教育委員会の実権を掌握する、これは必然であらうと考えるのでございませう。

以上第一から第五まで申し上げましたが、まだそのほか法案の内容を見ますと、いろいろございませうけれども、おもな点は大体以上であらうかと考へます。今申し上げたところ中央集権の強化である、新しい教育委員会は文部省の出先機関にはかならない、そしてまた昔の教育行政に逆戻りをする、こういうことを申し上げておるわけでございますが、それでもなおかつ大臣が中央集権化ではない、官僚統制ではないとおっしゃるならば、今あげました大よそ五つの問題について大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 昨日以来、この案は必ずしも中央集権ではないということをお願いしました。権力をもつて日本の教育を官僚が左右するといふ意味の中央集権じゃございせん。今御指摘の第一の、直接公選をやめて、直接ではないが、公選をもつて任命された町村長が、同じく公選をもつて任命された町村会の同意を得て選任するといふことは、官僚統制じゃございせん。これは、官制統制じゃございせん。間接ではあります。これは国民の意思に基いて選任されておるのであります。しこりしてこのようにする方が、教育の中立性を保つという上においてよろうと考へたことは、過日以來申し上げた通りでございませう。

原案の送付、これも教育委員会だけが原案を作つて、町村長とあわせて別に提案権を持つといふことは、過去数年の間の経験においても、相当の弊害を見出しておるのであります。そうするよりも、予算条例ができるまでの間に、親しく相談をして出すといふことは、私は決して中央の統制ではないと思つております。すなわち官僚主義でもない、地方分権を妨げるものでもないのではありません。町村長と教育委員との間に相談をする、その相談にどんな官吏も公吏も介入するのじゃございせん。

それからして教育長を御決定になる際に、県の教育長に對しては文部大臣が、町村の単位に對しては都道府県教育委員会が承認をいたす。といひましたも、何も中央からだれを教育長になすべしという指令などするのじゃございせんが、どういふ人が一体教育長におなりになるかといふことを見て承認を与えるのであります。今日大学の管理者であります学長でも、やはり私どもが承認を申し上げておるのであります。それで大学の自治は決して侵害されておりません。これがために今回の案が中央集権というわけにも参らぬと思ひます。

指導助言は今の法律でもあることで、いやくも国を作つて國家の責任として國民教育をするという場合に、別々ではいけませんから、いづれ教育のことで悪いことはございませうまいけれども、日本の教育水準を維持するため、政府といふものがある以上は、指導を申し上げたり、助言を申し上げたり、援助すること、これが悪いはずはないのです。悪ければ國の一番大きな援助、補助金を差し上げることはいけません。いふことになりまして、中央から援助をするといふことが地方分権を妨げたり、あるいはまた官僚統制であるといふ必要もないかと思ひます。これらのことはどの國でもいろいろ経験のあることでありまして、まさきり地方ばかりに放任して、中央は手をこまぬいて見ておるといつたような極端な法制は、私はないのじゃないかと思つております。アメリカはあの通り、アメリカの中央政府は連邦組織ですから、例をアメリカにとれば、州の単位で見なければなりません。

が、州の最高の教育機関がそのうちのカウンティとかコミッティの教育にまきりほつてしまつておるといふことは、私はないように見ておるのであります。イギリスもその通りでありまして、中央の教育責任者はやはり地方の教育について、向うは監督、スーパー・インテンドといつておられますが、わが國は監督はいたしません。指導助言するのでありますから、これを非常に排斥されるには及ばぬ、かように私は率直に思つておるのでございませう。

○小牧委員 教育委員会の制度をどうするかといふことについて、なるほどいろいろ外國の実績、経験、いろいろのものを参考にしなければならぬことはもとより當然であります。しかしまたわが國におきましては、またわが國の今日までの教育委員会が設置されてからの経過、またその実績、こういったものを中心にとりいふ制度がよろしいかといふことを検討しなければならぬと考へますが、昨日も申し上げました通り、県教育委員会は生れて七年、市町村の教育委員会は約三年、まだ十分その実績を批判するところまで至つておりません。まだまだ慎重に今後の実績なり動きを見て、そしてきめていかなければならない。任命制がいいのかあるいは公選制がいいのか、原案送付権を与えた方がいいのか、奪つた方がいいのか、こういう点も今申し上げたような観点から慎重に検討されなければならぬと考へますが、これも今日までいろいろ論議がなされておりました、わが國の敗戦以來の民主化の段階におきまして、ようやく教育といふものに國民が大きな関心を持ち、

葉をかえて申し上げますならば、執行部の独裁が行われる。先ほどちょっと触れましたが、要するに力関係におきましては、泣き寝入りは陥つてしまふというふうな事態も生れてくるというふうな解釈も成り立つわけでございます。それで大臣が仰せられますような解釈も、なるほど成り立ちます。しかし私が申し上げますような解釈も成り立つわけでございますが、たまたま福岡県におきましては、私のような解釈の事態が起つてきたということでございますから、私は私の意見も成り立ち、大臣の意見も成り立つわけでございますから、何も大臣が、自分がそう思うからそうだ、というふうには、必ずしも相なつて参るわけには参るまいと考えるのでございます。この点につきましては、幾ら申し上げても水かけ論でございます。私は私の考え方がございまして、大臣は大臣の考え方がございまして、しかしながら現実の問題といたしましては、私どもが心配いたしましたような事実が福岡県に生まれておるといふことは、これは十分大臣の頭にとどめておかるべきではなからうかというふうに考えます。これは現実の事実でございますが、こういった事実は、やはり頭にとどめおかれます、今後の運営をはかつていただかなければ、これは力関係におきましては、ことごとくが理事者側の独裁に押しつけられて、泣き寝入りしなければならぬ。それがために、非常に教育予算が圧迫されてくる。教育予算が圧迫されますと、大臣は日本の教育を進展せしめ、日本の教育を育成せしめ、日本の教育を躍進せしめなければならぬという最高責任者

でございますけれども、結果におきましては、教育予算が非常に圧迫される。そのために教育の発展というものが阻害されるという事態が生れて参りますので、この点は十分大臣の頭にとどめてもらいたいというふうに考えるわけでございます。

○小牧委員 先ほど私は、このような調子で参りますと、早晚教育委員会は廃止される運命にある、かように申し上げました。ところが、そういう考えは、この法案ができる経過を、文部政務次官なり、あるいは大臣から従来お伺いいたしておりますと、存続せよという意見もあり、また廃止せよという意見もある。きのうも申し上げましたが、新聞の報ずるところによりますと、その中間策を清瀬さんが取つて、ほかの言葉で言へば妥協して、形だけは何とか一つ残そう、こういうことで法案ができた、こういうふうに新聞は報じておりますが、こういうことを考えますと、おそらく今廃止しては、いろいろこれは反対もあり、また世論の非難もある。一応このまま進んで、近い将来にうまくこれを廃止しよう、こういうことに私は必ずなつていく、こういう立場から申し上げたわけでありますが、もう一度御意見を承りたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 この案が確定するまでの党内の話などは、公けにしない方がよいと思ひますけれども、お許しを願つていただきますれば、やはり廃止論者もあつたことは事実なんです。有力な先輩方も、廃止すべしという論はありましたが、やはりこの新教育としては教育委員会が要るのだというこ

を、また経験者からよくお述べになりまして、多数決できめたんじやなく、みんな全員一致で、それならば教育委員会を置いて、この形でいいやうということは、わが党は一致いたしております。私は常に党意を尊重しておりますが、私もわれわれの党派も、教育委員会を廃止しようという人は、今はなくなつてしまつております。廃止されません。ほかの政府がされれば、これは仕方がありませんけれども……

○小牧委員 昨日も申し上げましたが、前の文部大臣の松村さんは、今はどうか存じませんが、少くとも大臣としてこの委員会に出ておられて、私どもがいろいろ御質問を申し上げた経験から考えますと、その当時はおそらくこういうふうな急激な変化を与えるような考えはなかつたのではないか、かように考えます。と申しますのは、これもきのう申し上げましたが、この法案の内容は、第二十二特別国会に、地方財政再建特別措置法及び自治法の一部改正というものが出来まして、いろいろ論議がございました際に、その内容に盛り込まれたものをほとんどそのままこの法案の中に、少くとも教育委員会に関する限りは取り入れてある。ただあの際に、原案送付権を剝奪するといふ一点において松村さんはがんばつて、これを取つてしまつては教育委員会の自主性、その存在価値といふものはほとんど失われるといふことからこれに反対をされて、ようやく前のあの法案から原案送付権を剝奪するといふことは中止された。こういうふうないきさつを考えますときに、明らかに教育委員会の権限を奪つて、これを弱体化せしめて、そうして行政の首長な

り、あるいは中央の文部省が大部分の権限を掌握しようという意図があつたことは、これはもうまぎれもない事実でございます。そういうふうな経過から考えてみますと、今おっしゃる通り、廃止論者もあつた。今はないかもしれない。あるかもしれない。また存続論者もあつた。またある。だがしかし、だんだん前から今日の経過をずっとたどつて見ますと、もう一息です、私どもは、都道府県の教育委員会は少くとも現状維持をなさるであらう、公選制を堅持し、原案送付権を与えて、そうしてこれを堅持していかれるであらう、かように確信いたしておつたのでありますが、今回の法案は大きく飛躍いたしました。地教委ももと、原案送付権も奪ひ、公選制も切りかえて、一挙に任命制に持つていった。この段階はもう教育委員会の廃止、従つて従来の学務部、あるいは学務課、これとほとんど何らかわりのない。こういうふうなわれわれは判断をいたしておるわけでございますが、私はこれでは大きな後退である、かように考えます。大臣はしばしば、よりよい教育制度を作りたい、この法案によつて必ずそれを実現するから、安心してもらいたいといふようなことをたびたび申されたように記憶いたしておりますが、とうていわれわれはこのよう大きな後退を目の前に見て、安心するわけには参りません。大臣の政治家としての信念は、もとより私も了解するにやぶさかでございますが、このような点を安心してもらいたいと言われ

るに至りましては、これはまさしく信念の過剰以外の何物でもない。新聞に、ときどき清瀬文部大臣の信念過剰

という言葉がちらほら出ておるようでございます。政治家の信念はけつこうでございますけれども、また声なき声を聞き、真実の声を傾けるといふ余裕もこれはなければなりません。大臣はこういう点を考え直してみます余裕がないのかどうか、もう一度お伺いたします。

○清瀬國務大臣 今回の案は、町村長及び町村会、町村議会という一般の行政組織とは別に、教育委員会なる執行機関を設けて、一般の行政と相並んで独立に学校に関する、また教育に関する事柄を審議せしめるということ、今までの組織とは本質においてちつとも変りがございます。變つたのは先刻あなたが御指摘の選任方法が變つております。それから原案送付権が變つておりますけれども、選任のことは、この案でやる方が中立を保ち得るのであります。原案送付のことは、先刻も河野さんからお話があつたやうなむずかしい問題を巻き起すのであります。それゆゑに中立性、調和性といふことを引込める考えはございせん。よく新たな芽をつむとおっしゃるけれども、進歩をしようと思へば、実験の結果、弊害のあるところはやはり除いていかなければならぬ。植物を育てるのでも、植木屋はやつぱりはさみを入れておるんです。一ぺんきめたからといって、それで百年もいかなければならぬといふことは、進歩主義者の考えるところじやないと思ひます。

○小牧委員 なるほど法律は一ぺんきめたならば、これは決して申し上げないといふことは、私は決して申し上げません。悪いところがあれば、これは大い

第一類第六号 文教委員会議録第二十五号 昭和三十一年四月四日

に改正していかなければならない。しかしながら、なるほど現在の教育委員会制度には、いろいろ批判もあり、また欠点もあるであります。しかしたびたび申し上げる通り、まだできてからそう長かつたっておらないので、当然欠点が伴うわけであります。これはまだまだ相当期間をかけて慎重に調べてから、はさみを入れるなら入れる、こういう態度でなければならぬと考へますが、元来、この問題についていろいろ意見を述べ、あるいは廃止してもらいたい、あるいは任命制にしてもらいたいというような声が強く出ておるのは、これは文部当局はもちろんであるかも知れませんが、主として地方公共団体の行政の首長——知事なり、あるいは市長村長、そういうような人々に限られておるのではないかと、かように私は推察いたしておるのであります。現在も、この法案を成立させてもらいたいというような電報がわれわれのところたびたび来ております。これに賛成で成立させてもらいたい、こういう意味の電報であるようでございますが、これは行政の首長の立場として、深くこれを掘り下げて検討してみますと、大きな誤まりであり、考え違いである、私はかように考へております。知事の諸君にいたしましても、前に知事の公選制をやめて、そうして知事を官選にしたらどうかという意見が、中央においてもあつたことがございます。今でもあるかもしれません。このときに知事の諸君は、一体どういう態度をとりましたか。知事の公選をやめて、これを官選に切りかえるということは、これはけしからぬ、非民主的だといって猛烈に反対を

いたした。私もよく記憶いたしておりました。ところが事教育委員会に關しては、選挙をやめて任命制にする、あるいはこれを廢止する、これには大賛成だ、何とか一つ早くこれを實現さしてくれ、これはもう全く自分勝手な言い分でございますして、大へんな誤まりを犯しておると私は考えておるわけでございますが、もう一つ私がこの法案を推進しようとする人々の間違ひと申しますか、そういう点を申し上げますと、もしもこの教育委員会の公選制がなくなりますと、知事も、あるいは市町村長も大いに喜ぶかもしれません。しかしその次には、必ず彼ら自身の足もとに波が押し寄せてくる。知事官選、そういう方に声がだんだん進んでいかないと、決して斷言はできないと考へております。先般来いろいろ問題になっておりますように、憲法第九十三条「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」というこの憲法の精神に違反するのではないかということが、しばしば識者の間にも、また同僚議員の間にも言われておる。これには御承知の通り、固定説と移動説があります。鳩山さんや清瀬さんの御意見を承わっておりますと、移動説の方をとっておられるやに推察されるのでございますが、しかし、現在のこの条文によつて公選されておるのは、行政の首長や議員のほかに教育委員だけである。ほかには現在該当者はございません。従つてこの憲法の意圖しておるところは、明らかに現在ある教育委員の公選ということを考へているであらうことは想像にかたくないところで

ある。もしそうでなければ、ただ単にここに空文を掲げたにすぎない、こういうことになりましたが、もしこの法案の成立によつて、現在ただ一つ該当する教育委員の公選ということがなくなるとするならば、これは公選廃止の第一号にほかならない。これは第一番目であります。これは憲法に規定してある公選廃止のナンバールワンである。一番目があれば、また二番目が来ないとはだれも断言はできないと考えます。こういふようないろいろな点を考えてみますときに、現在行政の首長その他が、教育委員会の廃止あるいは公選制を任命制に切りかえ、原案送付権を剝奪するといふことに賛成し、推進しようとしておるこの態度は、深く考えるならば、彼らみずからの墓穴を掘るもの以外の何ものでもない。こういうことを考えると、ただ単に行政の首長あたりがあなたのところに來て、廃止してもらいたい、任命制にしてみたいといふようなことをそのまま聞かれて、こういうような案ができたかどうか、それはわかりませんが、それは断言はできませんけれども、少くともある程度はこういふような人々の力というものが、あなたに影響を与えたといふことは、私は否定し得ないのではないか、かように考えますが、大臣は、この私の考えについてどのようにお考えになりますか、お伺いたします。

○清瀬國務大臣　問題は、直接公選可なりや、または公選された者の選定可なりやという抽象的の二つの問題を、法理的にと、哲学的にとかいう問題じゃないのでございます。單純に、公選がいいか、任命制がいいか、そんな

命題でものを論すべきじゃなくして、いかなる場合に、いかなる事物にはどっちがいいかということなんです。教育委員会の特色は、ほかの場合と二つ違ったことがあるのです。一つの公共団体のうちの執行機関として、町村長系統のものと相並んで、もう一つの執行機関だ、こういうことがある。もう一つは、教育は中立でなければならぬ。この二つの要求があります。この場合に、直接公選がいいか、あるいは議会の同意を得たる任命がいいか、こういうことに立ち入って判断をしなければなりません。ここに長い間教育に従事された大学者が、公選がいいか、あるいはまた任命が悪いかといったようなことを、単純に言われても、それはことに利益はありません。英語でいってイレリヴァントな……。〔笑聲〕英語を使つては悪いのですが、無関係な、ことに適切ならざる議論と私は思っております。

○小牧委員 前から任命制あるいは公選制の可否についていろいろ論議がございましたので、私はこれを繰り返しません、しかし従来わが国のいろいろな体験から考えまして、住民が直接選挙をして、そして自由な意思によつて選ぶということ、任命ということになります、ある権限を持った権力者がその一人の人の意思によつてこれをきめるということ、果してどちらが民主的であるか。中心はどちらが民主的であり、また国民の民主化を推進することになるかということを私は考えてみなければならぬと思いますが、大臣は今回の法案の内容の方がよりよく民主化されていく、こういうお考えでございますか。

○清瀬國務大臣 そのお問いにも前に一度答えたと思いますが、民主的というのは、人民によつてという考えと、人民のためにという考えとがあるのです。バイ・ザ・ピープルとフォア・ザ・ピープルという考えがあるので、そこであるほど直接公選というのは、人民によつてということが強く現れておりますけれども、人民のためにという、中立的な教育行政を運行していい学校を作るといふ人民のためにという要素を考えますと、われわれのこの案の方が人民のためになると思います。それがいかなる場合でも間接の指定がいいというのじゃありませんよ、教育問題についてこれだけの限定は一つお許しを願いたいのです。すべての場合に共通じゃありません。一つの公共団体のうちに二つ併存する執行機関であるということ、また中立を要求する教育委員であるということ、これをあわせ考えて、この場合にはわれわれの案の方が民主主義になつたものである、かように考えております。

○小牧委員 そもそも教育委員会が新しくできたのは、前の苦い体験から教育を不当な支配に服させないようにしよう。そのためには教育を一般行政から切り離して、そうしてその中立性を保たしていく。時の政治権力によつて左右されない正しい教育を推進しなければならぬということから生まれたものと考えますが、これについて教育委員会法が公布されました際に、文部次官の通達が出ております。二十三年七月十五日の通達でございますが、これには地方住民の直接選挙による委員で構成される教育委員会の意義を述べて、ここに地方行政の民主化が達成される一

とともに、教育行政の一般行政よりの分離による教育の自主性の確保が企図されたのであるという点を強調いたしております。従つてこの理由で参りますと、逆に公選によらない教育制度では教育の自主性を確保するということがなかなか困難である、あるいはおぼつかないというふうに解釈いたしました。が、当時の文部次官通達につきましては、大臣はいかにお考えでございますか。

○清瀬国務大臣 そのときには文部次官はそれによりに考えられたと思ひます。これ自身としては異存はないのです。その後教育委員会法を施行した結果といふものもわれわれは見なければならぬ。それからまた教育委員会ではなく、一般の日本の国内情勢といふものも見なければならぬ。だんだんとわが国は政党政治が発達して参りました。今日二大政党政治の情勢に相なりました。またわが党においては、党の規則で各町村にも支部を設けるといふ計画でございます。おそろくはあなただ方の党派もさういふことになると思ひます。政

展開を考えまして、今回の案をよりよきものと考へたのであります。

○小牧委員 その問題につきましても、前からしばしば論議され、また私どもの同僚からもいろいろ意見が吐かれたわけでございますので、ここでも一度繰返すことはやめませんが、問題はここでもよくもう一度考へてみなければならぬことは、現在教育委員をしておられる方々、これはもちろん選挙によつて選ばれた人でございすが、大多数が保守系の方でございすが、私はいかに推察いたしております。それらの大多数の保守系の教育委員の方々でございも、一致してこの公選制廃止、任命制、あるいは原案送付権の剥奪、こゝろに内容の盛り込まれた法案に對しまして総辭職までしよ、これは政党政派をこえて、今回の法案は教育の危機、民主主義の危機をもたらし、その根本をゆるがすものであるという大局的な立場から、断固としてこの法案に反対をしておられるのであります。またたびたび話に出ます通り、有力なる大学の学長の方々が多数これに反対の意見を表明しておられます。近く公聴会も行われるようでございすが、その際十分われわれも直接意見を承わつて参考したい、こゝろよりよく考へておられますが、結局任命制か公選制かといふことの論議の重点は、教育の自主権といふものを国民が自分の手に握るか握らないか、私はこれを中心として判断されなければならぬ、かように信じております。一たび教育の自主権が国民の手から離れたらば、大臣は間接選挙であるから離れない、こゝろいふお考えであるかもしれませんが、われわれはこのときを機会

に教育の自主権はわれわれ国民自身の手から離れていくというふうに判断をいたし、また自主権が奪われた場合に、その国のたゞの運命といふものがどういふものであるかといふことを考へますときに、心から憂慮にたえないのであります。大臣やほかの皆さんは、さういふことを心配する必要はない、心配せぬでもよろしい、まかしてもいい、心配せぬでもよろしい、まかしてもいい、こゝろいふお考えであるかも知れませんが、もしそのやうなことになるとするならば、断じてわれわれはおまかせするわけには参らない。すでに私どもは大東ア戦争その他身近に非常に悲しい体験を持つておるのである。そのやうな反省から、教育は国民の手に与えられなければならない、こゝろいふことになつて教育委員会法が生まれて、その教育委員会の最も大きな支柱をなすものは任命制ではなくて公選制にあり、また原案送付権にあつたと考へております。これが教育の自主権、国民自身に教育を与えるという最も重要な点であつたと考へますが、これに對する大臣の御所見をお伺ひいたします。

○清瀬国務大臣 この案では、あなたのおっしゃる教育の自主権が国民の手より奪はれることはございせん。かへつて適當なる自主権の行使によつて教育の中立性を保ち、日本の文化がこれによつて増進し、わが国の繁榮に寄与するものと私は考へております。

○小牧委員 大臣はそのやうに考へて法案を出されたであらうと思ひますが、しかし今申し上げます通り、現在教育に従事しておられる教育委員の方々は、ほとんど全部、また学界、教育界の団体、こゝろいふ方々があげてこれに反対をしておる。これについては大臣ももう一度よく考へてみる必要があると私は考へます。教育が国民の手から離れた場合に、先ほど申し上げます通り、われわれは非常に将来をおそれておるのであります。さうならなければ幸いでございすが、苦しい体験を持つておるので非常に考へておる。これは大学の学長あるいは教育委員の方々、その他の団体の方々も同じやうな気持ちであります。このおそれといふものを、われわれは十分くみ入れて、さうして参考にして考へて進まなければならぬ。この法案で参りますと、次第に教育は国民の手から遊離して、さうして権力によつて思想の統制あるいは言論の自由の制限、さういふものが生まれてこないといふことを、清瀬さんは、さういふことは絶対にない、私は自由主義者である、リベラリストであるといふことをたびたび言われますが、失礼ながら私は必ずしも自由主義者であられるとは考へません。こゝろいふやうなものは、これは反動化の方

向である。あなたが意識されるとされないにかかわらず、この法案の内容に盛り込まれたものは次第にその方向へ逆行しつゝある。こゝろいふことは、国民は国会に對して非常に信頼を失ひ、官僚が再びまたここに大きく台頭して、緒方局長さんあたりはさういふお考えであらうとは考へませんが、い

完全には牛耳られて、さうしてあの無謀な戦争に突入をした、こゝろいふことを考へるときに、われわれはどうしてもこのやうな方法によつて官僚統制の方向に、また官僚の権力が末端まで一本の筋を引いて介入していくといふこの方向に對しましては、断固としてこれを排撃して、国会を守り、議會政治を守り抜いていかなければならぬ。さういふ意味からも、私はもう一度この法案は慎重に大臣が考へ直すだけの余裕が必要である、家にお歸りになつて、夜静かにもう一度一つこれを考へ直す余裕はないかどうか、お伺ひいたします。

○清瀬国務大臣 過日來あなたの方の御議論は敬意を表し、一言一句承わつておりますけれども、まだこれを變更したり、撤回する考へは浮んでおりません。やはり私としてはこの案を通過さして下さるならば、日本の教育は大へん前進すると、かように考へております。

○小牧委員 ただいまの御答弁はまことに遺憾でございます。この間も高津委員の方からほんの若干御紹介がございましたが、矢内原東大学長が今度新しく果立つていく卒業生に對しまして、教育統制の方向を警告する演説を行なつております。その要旨を御紹介いたしますと、「学窓から社会へ迎へ入れる世界は今いかなる世界であらうか。ソ連の内政は変化を遂げつつあるやうだ。自由主義諸國、特にアメリカとソ連との接近の妨げとなつていた精神的障壁は、それだけ低くなつた。世界の平和は、世界がこの機会をつかむかいなかにかかっている。またアジア、地中海沿岸地域の民族運動は、西

欧諸国に世界政策の修正を余儀なくしつつある。平和は、関係諸国民が、この新情勢にいかにか政策を転換するにかにかかっている。武力をもって武力に対抗する思想と政策では、世界平和は不可能である。権力主義に基づく統制と自由の干渉は、人間の幸福と世界平和への道ではない。日本は占領下に行われた諸改革の修正という合言葉で国家主義へ復歸する傾向がある。第一は再軍備の再興である。第二は言論と教育に対する国家統制の動きであるが、放送法の改正は言論、宣伝の自由の原則を害し、教育委員会制度の改正、教科書法案のごときは、教育の国家統制の思想を含む立法ではあるまいか。第三は戦前、戦時中日本のファシズムに活動した人物が政治の表裏に再登場しつつある点だが、諸君は大学で学んだ科学的批判の精神によって判断し、真の国民の幸福と世界平和の道を知り、正しい道徳的バックボーンをもって日本社会の強健な良心とならねばならない。」

まことに私は同感でございます。大臣は、たびたび教育基本法の改正に触れられて、道徳問題をいろいろ述べておられますが、ほんとうの正しい道徳的なバックボーンというものを、ただいまの矢内原学長の見解に関連して、大臣の御所感を承わりたいと思います。

○清瀬國務大臣 この演説は私は聞きませんでした。それから一部分ここに持っておりますが、新聞に掲載もされております。ただいまあなたのお引きいたしたことを批評するならば、平和と自由に関する矢内原学長の主張には賛成でございます。しかし教育委員会法と言っておられますが、本名の地方教育行政の組織及び運営に関する

法律案及び教科書法案が、言論及び教育の統制を意図するものであるとお考えになったならば、それは全然間違いでございます。

○小牧委員 私の個人的な気持を申し上げます。清瀬文部大臣は非常に親しみの持てる、私の年令から申しますとちょうどおやじのような風貌をもつて非常に憎めない方でありまして、何でも言ってもいいような気持ちになりやすいのであります。しかしそれは個人的な問題でございます。一たび一国の国務大臣として、文部大臣として重要な文教政策を担当されるという点を考えますときに、前松村文部大臣とはかなり違ったニュアンスを持つていられると考えるを得ない。われわれの立場は違いますが、松村前文部大臣に、今現に文部大臣として担当していただいた方がよいのであります。(社会党のためではないかと呼ぶ者あり、笑聲)決してわれわれのためではなくて、国民全体のために、松村さんを大臣にいただいた方がよかつたのではないかと、こゝろからいろいろ考えますとき、まだ松村さんの方が少しましではなかつたか。(笑聲)こんなに大きくス

イツチを切りかえて、あらゆること、あらゆる非難のうちに断固としてこれを強行しようというよりなことは、おそらく松村さんはおとりにならなかつたものではなかつたか、こゝろの場合には、もう一度その声を聞いて考え直すということをやるような方ではなかつたかと失礼ながら考えますが、清瀬文部大臣は、たびたび申し上げます通り、他の方々の御意見も十分聞き、またこの法案に反対する広範なる各種団体、国民大衆の声を耳を傾けて、善処される

余裕を国民のために持つてほしいということを強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○佐藤委員 午前の会議はこの程度とし、午後一時半より再開いたします。

この際休憩いたします。

午後二時五分開議

○佐藤委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

○野原委員 私は地方教育行政の組織及び運営に関する法律案について質問をいたしたいと思ひます。

まず最初に、昨日同僚の辻原君から問題点を指摘いたしまして、いろいろ質問されたようでございますが、きのう私どもの手元に配付になりました文部広報についてお尋ねをいたしましたと思ひます。この文部広報を読んでみますと、地方教育行政の組織と運営についての法律案の解説ではなくして、今日私どもがこの法律の最も大きな問題点であると指摘して、いわゆる論争をいたしております点について、この一方向的な主張になっておることは、これは大方の諸君が認められる通りであります。すなわちその内容を見ますならば、まず劈頭中央集権ではないと書いておられます。その次に今回のこの法律は決して不当な支配を考えたものでは

ない主張をいたしておるのであります。しかも教育の自主性は絶対に阻害するものではない。今日までの私どもが質問を大臣にお聞きの通り、私どもが中央集権ではないかということ

摘して大臣に質問をいたしております。この法案は教育の不当な支配を引き起すものではないかという立場で質問をいたしておりますし、教育の自主性を阻害する点もまたしかりでございます。これらの私どもが論争している点について、行政機関である文部省がこゝろより広報活動を出されるということは、果してこれは許されるものであるのかどうか。私はこの問題は軽々に考へておりません。非常に重要視しておるのであります。大臣の御見解を重ねて承わりたいのであります。

○清瀬國務大臣 この文部広報百四十一号でございますが、これに書いてあることは重要教育三法案の問題点を解明したものでございます。この二法案は決して中央集権をはかるものでもなく、また不当な支配を企てるものでもないものであります。その通りこれが書いてあるので差しつかえないものと思っております。

○野原委員 昨日同僚辻原君にもそのような答弁がなされたのであります。そこで私はお尋ねいたしますが、今度の政府から提案になりました法案についての論争点は、どういふ点にあると大臣はお考えになっておりますか。お伺いいたします。

○清瀬國務大臣 論争点は私まだ知りません。あなたの方の御質問に答えておるので、こちらからは討論はいたしておりません。

○野原委員 論争点を知らないというより、そういう見識のない答弁では私どもは納得ができません。すでに今日まで総括質問として、相当長時間私どもはお尋ねをして参つております。大

臣は一体、それでは社会党の私どもがどういふ点に疑問を持つておるかというところには御把握になっていらっしゃるやうと思ひます。からお尋ねをいたします。どういふ点を私どもが主として今日までただしてきたとあなたはお考えでございますか。

○清瀬國務大臣 それは長い間のことで、いろいろ思想問題等もあなたなり他の方からお問ひになりましたが、この案に触れたこととしては、やはり直接選挙を貫かぬから民主主義ではないじゃないか、また原案送付権をやめたのはよくないではないか、県の教育長を文部大臣の責任にからしめたことはよくないではないか、指導援助等をすることはよくないではないか、町村の教育長の任命について県の教育委員会の承諾にからしめたことはよくないではないか、先刻小牧委員から秩序よく御説明下さつたので、おおむねこの点を出ておらぬと思ひます。世界の情勢とか思想問題については、過日お尋ね下さいましたが、これはやや間接のことと思つて、これもお答えいたしておきます。

○野原委員 行政庁がこゝろより広報を出す場合には、国会の決定された意思に従つて出されるべきものであり、法律によつて定められた権限内の解説しかできないと私は考へております。もう一度申し上げますならば、国会の意思の決定したものが出されるならば問題はなものであります。それから、立法機関が定めました法律によつて定められた権限内の解釈であるならば問題はなものでございますが、私のこゝろいう解釈を大臣はどのようにお考えになりますか。

○清瀬國務大臣 国会で決定し発布した法律の解釈でなくとも、やはり重要な法案が提案された時分に、その立法の趣意を教育界に知らせるということ、は広報の仕事としては当然と思っております。

○野原委員 あなたから私どもの手に配付せられました提案趣旨の説明ならば問題はないのです。ところがこの文部広報を見ても、大きな見出しで「中央集権ではない」「民主的な任命方法、不当な支配は起らぬ」教委の自主性は阻害しない」と出ている。実はこれは今度出されましたこの法案に對する大きな政治上の論争課題となつておるものであります。政治上今日問題になつておるものを、今国会が問題にしておるものを、国会の意思が決定しない先に文部広報という形であつたが、出すところには実は問題があるじやありませんか。国会の意思がきまらない先にたゞいま政治問題になつておることを出したということは、違法とかなんとかいふべきものではなくて、行政庁としては適當を欠くのではないかと、思ふ。あなたも大臣であり、立法府を構成されておるお一人でございますから、慎重に御答弁にならなければいかぬと思ふ。いかがですか。適當を欠くとはお考えになりませんか。

○清瀬國務大臣 ここに印刷してあるものは、おおむね私があなた並びにあなたの御同僚から問ひを受けて答へた趣旨ののりです。それをはずれたものではございません。そしてこの印刷物は編集はだれがしよと私の責任であります。文部省の印刷物であります。私が正しいと思つて、あなたの方の問

いに答へたものを編集しておるので、討論はいたしておけません。

○野原委員 私はこれが自民党の広報で出されるならば問題に取り上げようとは思ふのであります。自民党はそういう見解を持つて一政党としての考えを立てておるからであります。しかしながら、文部省ならば、これは行政庁でありましよう。あなたもよく御承知のように、立法、司法、行政、三権分立によつて今日の立憲政治は行われておるはずだ。その行政庁が、立法府において今日たゞいま政治上の大きな論争課題にしておるものを、一方面的立場で主張を流すとは一体何たることでございませうか。明らかにこれは立法府の意思をじゅうりんとし、輕視しておることじやないか、いかがでせう。

○清瀬國務大臣 これが、もしもあなたの方の主張はいけなひのだとか、自民党の主張はこの通りだといふものを書けば不當でございませうが、しかしこの印刷物は、この提案はこういう理由だといふ解説だけなんです。それ以上についておりません。どうか全文をお読み下さい。解説だといつても、その窮屈に法案を自身を書いては意味がわかりませんから、法案のことを辟いて世の中に知らせるだけなんです。こういう法案を文部大臣の責任をもつて提案しておるということ、その中に一つも私があなたの方に答へた点をはずれておるところはありません。文部省自身が我流で議論をしたところはございせん。討論が官報に載つて世の中にいくのと同じことなんです。

○河野(正)委員 関連して、広報の問題につきましましていろいろ先日から論議

が重ねられておりますが、大臣の答弁を聞いて参りましたが、私も全く釈然としなひわけでございます。先ほど野原委員も言われましたように、もし法案の趣意をそのまま忠実に解明していくという事でございませうならば、先般行われました大臣の提案趣旨の説明なり、あるいはまた政府委員の補足説明なり、こゝにいたつたことで十分事は足りるのでございませう。しかしながら、少くとも今回出て参つております広報の内容は、きわめて一方面的な見解が申し述べられておる。しかも、この内容を見て参りますと、全く立法府で行ひましたいろいろな審議過程の最終的結論というより印象を強く受けるわけでございます。

以上のような点ももちろんでございませうけれども、さらに私どもがこの広報を見て参りました大きな疑問を持ちます。それは、御承知の通り今日まで文部広報は月三回発行するということでございます。ところが、今まで私ども見て参りました広報の内容は、比較的忠実な内容が盛られて参りましたが、その後は——私は事務的なことはわかりませうけれども、その私どもの知つております範囲におきましては、広報はほとんど私どもの手元に渡つておりません。最後に渡つて参りましたところが、この教育二法案に關して、非常に膨大なスペースを費しまして、まことに疑問の多い内容の広報が發行されておる。こゝに参りますと、問題のない法案につきましては——もちろん問題があるから十二分に解明するのだという事で發行したのだというより、御答弁があつたと思ひますが、しかしながら

見て参りましたが、非常に得るところが多かつたわけでございます。ところがその後はほとんど私どもの手元には渡らなかつたが、今度出て参りました広報は非常に膨大なスペースを使つて發行されておる。しかもその内容のごときは、先ほどからいろいろと指摘されておりますように、きわめて一方面的な見解が發表されておる。こゝに参りますと、大臣はいろいろ率直な御見解を述べられておられますけれども、文部省當局といつたしましては、全くこの広報というものを政治的な意図で發行されておるというふうな印象を、私どもは強く持つてやまないでございませう。これは私どもが想像するわけじやなくて、少くとも今日までとられました広報に對します態度、發行のやり方、こゝに参ります態度から見て参りますと、今度の広報というものが非常に政治的に取り扱われておる、こゝに参ります印象に強くするわけでございますから、その点を大臣とあわせて事務當局から御答弁をお願いしたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 この経過はどうかして教育関係者にこの重大な法案についてよく了解してもらおうという意にほかなりません。そこでこの経過を申し上げますと、前号、すなわち百四十号には、地方教育行政の組織及び運営に關する法案の全文を印刷しております。それから教科書法の全文も印刷しております。それに対して解説として、ほ私のこゝで初めに演説した通りのものを付しております。またそれだけではあなたの方の立場を十分に証明しておけませんから、おおむねたくさんお問ひが参りましたが、その問ひを集約

して、教育行政の中央集権を招くじやないかというお問ひがたびたび出て参りますから、その問ひを書きまして、それに対して、私どものたびたび答へたことを集約して書いておるのであります。その次にあなたの方では、公選制を改めて任命とするのは教育に不当な支配を認めるのじやないかという意味の問ひがたびたび出ましたから、それを集約いたしまして私の答へを書いておるのであります。さらにまた、特定政党的主張に偏するようないふことはならぬか——中立の問題であります。それも皆さんここで聞きの通り、たびたび出た問ひでありましたから、その問ひに對して私の答へたことを集約して書いておるのであります。これは民主主義の主張がよいの、社会党の主張が悪いのといふようなことには立ち入つておりません。この案を世間でよく知つて下さるのには、経験あるあなたの方のお問ひを集約して、それに対して私の答へを書いて世間に知らすというだけでございまして、広報活動の範圍は一步も出ておらぬと思つております。もつともそれについて、大臣の答へは誤まりなりとか、あるいは正しいとか、批評を加えれば問題でありますけれども、大体それが印刷してあるもので、世の中のためには非常になつておると思ひます。今日いろいろごうなる議論は、いい議論もありませうけれども、中にはこの案の趣意を誤解してやつておられるのが相当あるものでありますから、これは非常に適切なものであると私は思つております。

○緒方政府委員 この文部広報をしはらく發行しないでおいて、今度突然スペースをたくさんとつて發行したの

じやないか、何かこういふ御趣旨のお尋ねのようでござりますが、私さようには考えていないわけでございまして、ずっと続けて発行いたしておるはずでございます。私ちようど所管じやございせんので、今正確には申し上げかねますけれども、ずっと発行いたしておりまして、おそらく文教委員の方々にはお配りをしておると思うのであります。どういふ行き違ひか、お手元になかったら差し上げます。それからおスピーチをたくさんとったというお話でございしますが、昨年度におきまして、たとえば社会科の改訂のときのごとき、あるいはそういういろいろの問題がございまして、十分にその趣旨を周知徹底させなければならぬという問題が起りましたそのつど、やはりこういうスペースを大きくして発行しております。昨年の高等学校の教員課程の改訂のときも、いろいろ趣旨の徹底しない点がございまして、文部広報を十分詳しく編集いたしましたので、これを配ったような次第でございまして、決してこのたびの問題だけを政治的に取り扱ったというわけではございません。

がされなければならぬと、あるいは少くともいろいろな疑惑を生む——私どもは少くともこの広報というものは政治的な意図で出されたと思う。たとえば諸方局長は、今まで通りにこの広報は出されたとおっしゃいますけれども、少くとも一月に三回でございすから、十日に一回に三回は出さなければならぬと、さらに私どもはこのような広報をいたしたことはございせん。そういう経過を見て参りまして、少くとも大臣がどう言われましようとも、事務当局がどう言われましようとも、非常に疑問があるということは事実でございす。そこで他の所管の中のことではないいろいろな疑惑を招くということも慎まなければならぬと、少くとも、さらに私は慎重を期さなければならぬ問題ではなからうかと考えます。ところが前会もそうでございすが、今日も先ほどからいろいろ論議されておりますように、いろいろ疑惑を生んだというところは、これは否定することができない事実でございす。そういう点から考えまして、少くとも大臣が私どものこういつた質問に対して、多少考慮の余地があった、再考の余地があるというふうに御答弁になりますれば、私ども了承するにやぶさかでございます。ただいま大臣が、これを適切なことだ、正しいことだ、たまたまというふうに御答弁なされますれば、私どもとして全く承服することができません。少くともそういう誤解を生んだということは事実でございすから、そういう誤解を生んだということについて

は、われわれは今後も少し慎重にやるべきだというふうに御答弁なさるならば了承してもやぶさかでございます。んけれども、正しかったのだ、こういうふうにおっしゃるならば、私どもは断じて了承して参るわけには参りません。その点大臣いかがでございますか。

○清瀬國務大臣 少くともここにおけるあなたの方の団体の諸君には、これだけの疑惑を生じたのでありますから、だれにも疑惑を生じないようにするのが一番完全であつたのであります。その点については遺憾に思います。

○野原委員 お尋ねしたいと思つてますが、広報というものは、大臣の見解ならば何でも載せられるものですか。

○清瀬國務大臣 これは文部省設置法にあるのであります。文部省の政策及び文教に関する諸制度の趣意を普及し徹底するつもりであります。従つて内容は、文部省の政策に関する、重要な通達、調査、統計の結果、重要な会議、研究会の内容等のニュース記事や、これらに関する解説記事等を扱うことになっております。

○野原委員 そこで、文部省の政策を説明するといふことは、私も全く了解できますが、その文部省の政策というものは、だれがどこで作るものでしょうか、お尋ねいたします。

○清瀬國務大臣 全体文部省の政策という言葉は適切じやございませんが、やはり文部省の政策といふは、文部省において発案するものと思ひます。

○野原委員 とんでもない御見解のようには私は承わつておるのでございす。文部省の政策といふのは、これは

文教政策という意味でしよう。その文教政策というものは国会が意思決定をするものでしよう。

そこでお尋ねをするのですが、今あなたが御出になつてゐる法案が修正になつたら、どういふことになるのです。大臣、あなたがここに出席されておる法案に關して、国会の意思決定が、この法案とは異なつた方向になされる場合があり得るのであります。今二百九十九名の多数を擁しておるからないと断定したら、それこそ大へなことなんです。国会の修正はあり得るんです。問題の発展によつては、修正もあり、撤回もあり得るのです。そのために国会が審議しておる。国会の意思決定がこの法案の趣旨と異なつた方向になされた場合、一体あなたはどういふことになるのか。この広報を出したあなたの責任がどういふことになるのか、承わりたい。

○清瀬國務大臣 この広報には、この二法案が法律だとも書いてありませんし、それから無修正で通るとも書いてありません。次にこれが修正されたら、修正されたという広報を出します。否決されたら、否決されたという広報に出すのでございす。それが正確な方法であります。

○野原委員 そこが実は問題でありまして、私は、文部広報であつたが出されておる法案の提案理由を載せるといふのならわかるけれども、今論争の大問題になつてゐる点について断定的な行き方をなさるといふことは、適當を欠くと言つておる。これは法的な基準が広報についてはありませんから、私はあえて違法とまでは申し上げませんが、行政庁としては適當を欠くじやない

か。国会の意思を一体何と考へておるのか、このことを私は申し上げておるのであります。あなたは、自分がすでになされたから、適當を欠かぬと強弁し、これ努めるでございまして、明らかに「中央集権ではない」と書いておられます。中央集権であるといふことに最後の判断がなされて、その偏所が修正になるかもしれぬし、修正にならなくても、中央集権だといふ意思の決定を国会がするかもしれぬ。そういう場合に一体どういふことになるかと言つてゐる。私はこれ以上申し上げませんが、国会の意思決定を出さない。これから国会の意思決定したものをあなたはお出しなさい。そうして法律によつて定められた権限内で種々の解説もしなさい。これはたゞでもない越権でございす。あなたは強弁されまするから、この問題はこれでおきまされども、これはあなたに対する私どもの大きな不信任の一つの理由になるということをただいまから申し上げておきます。

そこで本論に入りたいと思ひます。今大臣の御説明によりまして、この文部広報に書かれてあることが、今日までの同僚議員の質問に対する集約された御意見だといふことでございす。から、私は一応大臣がそういう見解を御表明になりましたから、この文部広報に書かれたことをもとにして、二、三お尋ねをいたしたいと思ひるのであります。

まず第一の「中央集権ではない」という書かれたその中のごとくに、こう言つておる。「教育の振興をはかるためには、今後、これらの地方団体に積極的に教育事務を担当してもらふ必要が

てくるわけなんです。私は今は逐条審議ではございませんから一々は申しませんが、二十三条のどの項を取り上げて

みましても、予算あるいは条例その他に必然的に関係してくるわけなんです。従って財務関係は地方団体の長だ、本来の教育関係事務管理だけが教育委員会だ、こゝまづ二つに割るような考え方は、明らかに教育委員会の自主性を侵害する、こゝを見るのですが、大臣はどのようにお考えになりますか。

○清瀬国務大臣 これは大体としてごらん願わなければならぬと思つておるのです。ここに書いてある学校の設置とか組織とか、そういうことはきめまされども、しかしとも公共団体は一つの法人ですから、外部に対して契約をする、所有権の移転を受けるというのはいくらに長に置きますと、法人原理に合わないのです。しかし教育に關係することは、これをこらんとさつても十分に教育委員会に留保しておるつもりでございます。

○野原委員 そこでお尋ねをいたしますが、地方教育の組織と運営においては、今度の法案によれば本来の教育関係事務は教育委員会、財務関係は地方団体、とこゝり割り切つております。そこで、中央教育の組織と運営は一体どうなるのか。法案は今度出しておりますが、地方のいわゆる教育行政をこゝういふふうに二つに割り切つていく考え方からするならば、中央におきましては、本来の教育関係事務の管理とすべきではないか。そうして文部大臣といふものは、財務関係だけを扱つたらいふじやないかというように考えるのでございしますが、この点一体どのようにお考えでしょうか。

○清瀬国務大臣 中央といへば国立学校のことでございしますが、中央の学校

は大学管理機関といふものをこしらえてやつております。しかしながら管理機関が、こゝに教員、中央の場合は教授といふものが、それらの人事については文部大臣の決裁を仰いでやつておるのでございします。こゝいう機構でありますけれども、明治以来の伝統的大学の自由といふものはちつとも棄損されておられません。これはまた別の角度をもつてさらに研究いたしたい。それで今回臨時教育制度審議会においては、大学の組織、制度について御研究を願ふといふことで、このことも入つております。

○野原委員 文部省の権限として、文部省の本来の教育関係事務、とこゝういふ場合には一体どういふ内容があるのか。あなたは国立立大学だけお示しになっておられますけれども、そうじゃないでしよう。今日の法令のもとでは、文部省の本来の教育関係事務といふものは、国立立大学以外にまだあるでしよう。ないんですか。

○清瀬国務大臣 今、学校のことをおつしやつて、中央のことをおつしやらないからそれで大学のことを主として申し上げたのです。国立立大学だけだけではございしません。中央の教育行政は、ひとり大学、高等学校ではなくして、教育、文化、各種の仕事があることは、私が今さら言うに及びません。スポーツのことも入つておりますし、天然記念物の保存のことも入つておりますし、各種のことがあるのであります。これは文部省設置法で、文部省においてやつておるのであります。財務のことはあなた御承知の通り、大蔵省の発案で予算を作つてそれ

でやる、こゝういふことになっております。

す。しかしながらこれについてもさらに考えるべき点もあらうと思つて今回は臨時教育制度審議会を設けて一つ練り直してもらひ、かゝうに思つております。

○野原委員 私がどういふわけであらう質問をするかと申しますと、文部大臣といふのは政党内閣の閣僚です。政党内閣である。そして清瀬一郎という文部大臣は、党の主義、方針というものに絶対随順、むしろ喝仰の涙を流されるときで私どもは考えておるのです。私は、清瀬文政といふものは、これは自由民主党の即文政だと思つておる。あなたの性格じゃないと思つておる。今度の法案もそうです。こゝういふ意味ではあなた一人を私どもが責めるのは酷なやうな気がしますのでございしますけれども、当面の責任者ですから、ごかんべん願ひたいのです。これは自由民主党の政策であります。これはあなたがいふ通り言つておることなんだ。そこでそうなりま

すと、政党内閣の閣僚といふものは党の方針に拘束される。党議が許さぬのだといふことになります。ところが現在のこの法制のもとにおいては、本来の教育関係事務は文部大臣がやるわけでございますから、本来の日本国の教育関係事務といふものは、今日の法制のもとにおいては、特定の党派によつてなされておるといふ私の見解は間違つてゐるかいけないか、あなたのお考えを承わりたい。

○清瀬国務大臣 そういふ意味で中央のことを御研究になるといふのですか。初めてお問ひの真意がわかりました。そうならば、日本の憲法組織なんです。議院内閣制度をとりまして、やは

り法律の提案は内閣の責任においてやるんです。しかもその内閣は、あなたのおつしやる通り政党内閣でございします。しかしながら今の憲法においては、主権は国民にあって、国会は国権の最高機関なんです。すなわち最高機関の国会がそれに対して統制権なり質問権なり監査権などを持つてやるといふことに、今の憲法は、あなたの方のとりとびになるマッカーサー將軍のインシアチブをとつた憲法はかゝうになつておるので、それを私がこゝで変えるなんといふことは、これは容易に言ふべきことではございしません。現状のままはその通りであります。

○野原委員 そうなると今の憲法のもとでは、中央教育——こゝう申しますと語弊がございしますが、国の教育といふものは党派による教育であつてもかまわぬ、こゝういふ御解釈ですね。

○清瀬国務大臣 教育についてはだれか国会に責任を持つ者がなければならぬと思ひます。明治以来の承継で、その人間を今は文部大臣といつております。今の憲法のもとにおいて可能なことは、これよりほかに仕方がないのであるまいか、かゝうに思つております。

○野原委員 仕方がないといふことであります。そうなるといふかがですか。地方でも地方住民が選挙して構成された地方議会がある。その地方議会が承認し、それから地方団体の長は今日では全部公選だ、だからどうですか、思ひ切つて教育委員会なんていうものは要らぬじやないですか。地方住民の総意によつて、中央の教育は党派による教育であつてもかまわぬとあなたは言うのですから、地方の教育も、地方住民

の教育であるのだからかまわぬじやないですか。何のためにこゝういふまやかの教育委員会を考へてきたのか承わりたい。

○清瀬国務大臣 理屈だけを言へば可能なことはいくらあります。しかしながら、国民の福利、教育の進歩、中立性、これらを考えれば、これが一番いい。これだけは合法だといふことだけはいくのなら、方法は幾らでもあつて、大切なことは人でありまして、子供であります。教育であります。それを考へて、これが一番いい、かゝうに考へております。

○野原委員 そうなるとこゝうですか。教育の中立性、教育の公正、こゝういふふうな立場から考えれば、地方団体の長がその地方の教育を主宰することは、工合が悪いといふのですか。そうなる、一体地方住民の総意といふものはどうなるか。地方団体の長が教育をして工合が悪いといふことをお示し願ひたい。

○清瀬国務大臣 現実問題とあわせて考へなければなりません。こゝういふ法律が可能だといふことでなく、現実問題であります。そうしますと、同じ執行機関でございしますが、地方の長は独任制でございします。

もう一つは、今日は政党内閣が燎原の火のごとく地方にも移ろうとしてゐるときであります。そのときに独任制の、政党から支配されるところの町村長一本にやるというよりも、合議制で、しかも任命には同一党派はたくさん入らぬやうに、人格高潔な、こゝういふ者を選ばうといふ規則を作つて教育委員会をやる方が、教育のために非常によからうとわれわれは考へておるの

でございます。教育委員会を廃して、町村長だけでよろしいという議論も、あなただけでは、ほかにあるものでございませうけれども、われわれはそれはよくない、かように考えておるのでございます。

○野原委員 そうなると問題ですよ。よく考えてもらいたい。文部大臣は御承知のように独任制の行政機関なんだ。地方の教育というものは、地方団体の長は独任制だから困るんだ、教育の安定という点から考えて、やはり合議機関が必要だ、こうあなたが主張されるならば、中央における本来の教育関係事務というものは、これは文部大臣がやるというのではいかぬじゃないか。地方だけは教育委員会の合議制でやっ、中央というものは文部大臣がやるんだというところは、これはともやない間違いないです。中央も独任制でなしに、合議制の行政機関を置いて、そして、私は教育本来の事務管理をさせるというのなら筋が通って了解できるが、これはどうなんですか。そこをあなたはどうか考えるか。

○清瀬國務大臣 ごもつともお問いでございます。私も昔、改進黨時代に、教育院という合議制の教育機関を作ろうというのを考えて立案をしたことがあるんです。しかしながら、今の憲法においては、教育という大きな行政については責任大臣を置かねといふことはできない。たといそういふ合議制を作っても、だれか一人、やはり内閣に入つて責任をとる者がいないと、責任制ですから、憲法には合わないんです。そこでその考えをやめて、やはり文部大臣を維持いたしまして、地方とは違つて、国の方においては、

国権の最高機関たるあなた方の監督を受けるんだからそれでいいだろう。これが現在の憲法を尊重するゆゑんであります。あなた方も、現行憲法尊重については御同意であらうと思ひます。今の憲法を尊重する上においては、教育行政について責任大臣を置くのほかにないという結論に達したんです。あなたと同じ疑問を私持ったこともあるんです。けれども憲法の存する間は文部大臣に置く方が、私はいいと考えております。

○野原委員 あなたは、あなたに都合のいい論理を展開する場合に、日本憲法を参照されるのであります。そしてあなたに都合の悪いときには、日本憲法を非難されるのであります。これはともやないことで、私のただいまの質問に対するあなたの答弁は、すみやかに速記をお取り寄せになつてお読み下さい。失礼ですけれども、趣旨一貫いたしておりません。地方の教育行政の組織と運営に対する見解、それに對する中央の教育行政の組織並びに運営に対する見解は、はなはだ失礼ながら未熟です。その点に対する検討も経ないで、こゝろいものを出されたところ、私どもは大きな問題を実は発見しておるわけなんです。

そこでお尋ねをいたしますが、法文の実は大きな問題点として、私どもは第五十二条の二項を見ても、これはどうしても聞かなければならぬのですが、文部大臣は都道府県市町村の教育行政当局のやつたことが違法であり、不適正であると認めるとき、それからまた、つまり法例上の違反または教育本来の目的達成を阻害しているものがあるとき、是正の措置をとることができるといふ条文です。これはもう非常に重要な条文です。今度の法案の中の大きな要素をなしてゐることは、大臣も御承知でございませうが、そこで私はお尋ねをいたしますが、明らかに法令違反と認められる場合は問題ありません。ところが教育本来の目的達成を阻害してゐるといふこの判断は、実は非常に微妙なんです。そこであなたが是正措置をするところになるんですが、文部大臣がやるわけでございますが、一体その文部大臣は政党内閣の閣僚です。文部大臣がこの是正措置をする場合の判断基準になる考え方のいふものは、党の方針が入るはずだ。これはいかがですか。入りますか。

○清瀬國務大臣 それが私が先刻現行憲法を引用して申し上げたことなんです。文部大臣が是正をいたしますけれども、是正といふ言葉が何ですが、必要措置を講じますけれども、その措置が不適正であつたら、国会の不信任というところで制限ができるのであります。どこまでも議會主義に根本をおろした規則であります。私が平清盛のように、言いつばなしで措置を求めたというのではございせん。悪かつたらどうか一つ不信任なり懲罰なり、何なりとおやり下さい。これでいけるだらうというものが、今の憲法の組織でございます。

○野原委員 そのような答弁をされる、私はますます迷惑を覚えるのであります。というのは教育委員会を置いた趣旨といふものは、形式的な議會主義的な考え方で教育を律してはならぬといふところにあるはずであります。

あなたは教育委員会を今度も残されておる。これを残されたのは地方団体の長が、よしこれが地方住民の総意によつて選ばれようとも、あるいは公選制を同僚議員の質問に對して論駁されておりましたが、そういうところから考えてみても、形式的な議會主義、単なる多数といふものによつて教育を動かしてはならぬといふところから見てみますと、ところがこの是正措置を見ますと、文部大臣が是正措置をするまでは、その多数の自由意思なんだ。残念ながら形式的には、私も不信任を出しても破れるんです。懲罰の提案を私はしましたが、あなたを懲罰に付することはできなかった。そういうことで、一体党利党略と申しますか、これは党といふものはどうしても党利を考え、党略に走りたがるものなんです。そういうような政治的な考え方、地方のやつておる教育行政が間違ひだ、こういう判断をされるというところは、やはりこれは問題があるじやございせんか。問題は問題があるとお思ひませんか。あなたも多数なんだから、国会で多数を取つておれば、何でもできるんだという式で、日本の教育行政といふものを考えておるのかどうか、これは重要で

ます。物のメリットによる、値打によるんですけれども、多数で無理押しして、非常に悪いことでも多数を頼んで、これを看過するといふことになれば、それは国民がその党を信用しないといふことになるので、その党が没落するのであります。こういう循環が、すなわち今日の立憲政治でございます。最後の判断は国民であります。その次は国会です。その次は内閣、その次は文部大臣というので、この措置を要求する権限があらましても、どんな文部大臣だつてべらぼうなことはできやせん。それは友人、閣僚に相済まぬ。それが無理押しすれば国会で糾弾される、国会で多数で無理を通せば国民が糾弾する。こういう次第送りがすなわち今日の立憲制度でございまして、これを破ろうとすれば、やはり憲法を破ることになるのでありますので、きつめて合法的、これよりほかに仕方がありません。そうかといつて、みすみす違法なことを、教育目的に反すること、あなたの手をこまねいて見ておれという、そういう法律は無理な法律だと思ひます。

○野原委員 方向をかえてお尋ねします。教育基本法の第十条、教育行政を規定した第十条であります。教育は、不当な支配に服することなく、と書いてある。この不当な支配とは何をさしておるとあなたはお考えですか。

○清瀬國務大臣 正当でない支配であります。

○野原委員 具体的な内容、正当でない支配、間違ひなからうと思ひますが、不当な支配といふ具体的なものを示し願ひたい。

○清瀬國務大臣 これは広い文字でありまして、この場合の不当というところは、違法のことも入っておりまじやう。違法も含む。しかしながら、具體的の成文法には反しないでも、今日私がさつき申しました立憲民主国の常識として、これに逸脱するものはみな不当でございます。

○野原委員 政党の横暴というものは入りませんか。あなたは入らぬといふんですか、よく考えて答弁して下さい。

○清瀬國務大臣 不当なる横暴はむしろ入ります。

○野原委員 政党が多数を占めておれば、国民の承服しないことでも議會は通るのであります。これはお互いの良心に問うて考えてみましょう。ほんとにに党利を離れて大臣考えてみようとじゃないですか。議會主義というものは、これは多数主義でございするから、国民の總意に沿わないと思われ、ことでも通ることがあるのです。国民の總意とは一体何かというその基準は、あなたに言わせれば、あなたは形引的議會主義者ですから、あなたはそれは議會の多数がきめたのは国民の總意だ、こういう論法で切り返されるかも知れませんけれども、不当にしろ何にしろ、政党の横暴が教育を抑圧した場合、これは許さぬというのが教育憲章の第十条でせう。そういうことが起り得るじゃないですか。第五十二條の是正措置において起り得ないとあなたは詭弁を弄しますか、いかがですか。

○清瀬國務大臣 私は、不当の支配が起り得ないと申し上げた記憶はないのです。違法のこと、また常識はずれのこと、それなどはやはり不当の支配でございます。絶対に起らぬという保障をいたしたことはございません。しかしながら、多数党はいつでも不当の支配をするものだという結論には同意しかねるのであります。多数党は国民の負託を重しとして、日夜戦々きょうきょうとして、いいことばかりをしように思っております。ただし、人間は立場が違いますから、富士山でも、甲斐の方から見た富士山の写真と、太平洋の方から見た富士山の写真と、意見は違いますけれども、われわれは多数を頼んで悪いことをしようなどということは、一時間といえども考えたことはございません。

○野原委員 多数党は常に横暴するとは言っていないのです。よく聞いてもらいたい。問々に横暴することもあり得ると言っておる。その問々に横暴することがあり得るといふことが、やはり教育の場合には問題になつてくる。そういうことがあつてはいいから、教育憲章の十條を作つたのではないですか。あなたの見解を推し進めると、どう考えても、あなたはこの教育基本法の十條の否定論者のように私は思ふ。何といつても、この第五十二條の点は、やはり大きな問題があるのであります。あなたが問々にしろ、多数党は横暴することがあるといふことを認めになつたのですから、その問々に横暴をする多数党の大臣が、教育本来の目的達成を阻害しておる、こういうこともあり得るじゃないですか。そういうことがあつた場合には、国会が判断をしておれを裁判してくれ。そういう御見解のようでありますか、教育というものは、議會において制裁を加へたつて、一たん与へた被害というものは回復できませんよ大臣。あなたは教育をどう考えておるか。一たん傷を与へたら、その傷というものはなかなかいしやしない。教育の行政にしろ、教育の方法にしろ、内容にしろ、そつであります。だから問題があるから、私どもはこの点を指摘しておるのではありません。十分一つ研究をして、この次にはもっと明快なる答弁を要請いたします。

そこで次に発展します。大達文部大臣のときでございましたが、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に關する臨時措置法、昭和二十九年六月三日法律第五十七号、第五條をあけてみて下さい。この第五條を見てみますと、「前條の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の區別に應じ、左の各号に掲げるものの請求を待つて論ずる。」とあります。そして教育委員会があり、あるいはその他いろいろな機関が、学校の種別に應じて請求権者として規定されておるのでございますが、この処罰請求は、今度出された地方教育行政の組織及び運営に關する法律案によれば、文部大臣も処罰の請求権者になるように私は思いますが、いかがですか。

○清瀬國務大臣 お問いはよくわかりました。法文の継ぎ合わせからいへば、地方の教育委員会は第五條の請求をするからも、その仕事の一つでありますから、そういうことは容易にあることじやございせんけれども、もし万一、適正を欠き——欠きただけではいけないのですよ、「欠き、かつ、教育本来の目的達成を阻害」これは基本法の違反といふことです。こういう要件を備へた、容易に想像すべからざるようなことが起りましたら——容易にはないと思ひますけれども、適當な措置を講ずべきことを求めることはあり得るのでございます。

○野原委員 第五條を作るときに、これは相當論議したのです。一体文部大臣という今日の憲法のもとにおける、今日の政党内閣におけるその閣僚、独任制の政党内閣におけるその閣僚、独任者になるということは、非常に危険なことです。政党的な立場によつていろいろの厳正公平でなければならぬ処罰というものがなされるおそれがあるのではありません。ここに教育の中立性は守られないじゃないかといふ私どもの主張があるのです。よく考えてもらいたい。一体教育の中立とは、どの党派にも属しないといふことでせう。あなたは公正ですから、あなたはそういうことは正當の要求はしないかもしれせんけれども、しかし大臣によつてはやるかも知れぬ、政党によつてはやるかも知れぬ。一体、具體的にどこに教育の中立性があるのか、今日まで抽象的な論議では、あなたはなといふやう、中立性は守つておると言ひけれども、こういうところではつきり出ておるじゃないですか。その政党内閣が是正措置の要求をやつたら、間違つた方向に問々行くことがあり得るでせう。常にはないかも知れぬけれども、あるじゃないですか。この点を一体どう考えられるか。もう一べん聞きまじやう。

○清瀬國務大臣 今日責任内閣制においては、これは余儀ないことなんです。日本の裁判は一番公正を必要とします。教育よりも公正を必要とします。しかしながら、捜査について法務大臣が責任を負うということもあるのではありません。あの規則が、あまりいい規則ではないと私は思ひます。先年も実例がありました。しかしながら、国の政治を統一して、責任内閣を作る場合には、さればといつて、非常に違法なことがあるのに、文部大臣が何もするなといふことも無理な話です。そこで文部大臣は對抗してやるのじやありませんよ。非常に違つたことがあつたら、こういう措置をしたらどうだといふのであります。そのくらのことを言わなければ、だれが一体国の政治の責任をとりまじやう。しかし文部大臣が誤まつておれば、内閣は連帶責任でありますから、内閣の不信任も受けようし、それがまた国会の多数で押し通すといふことであつたならば、国民の批判も受けるというのが、自由主義、民主主義の度胸の据え方でございます。それ以上何もするなといふわけには、これはいかなるものか、かように思つております。

○野原委員 そういふ場合には、合議制の公選された教育委員会がやることろのことだけで私はよいと思つておる。独任制の政党内閣では非常な危険を招くと言つておるのです。それは常にはない、あつては大へんだけれども、ときにその狂暴をたぐまじやうすることがないとは保障できない。私どもは法律を審議する場合には、法律が何を保障するか、制度的保障を問題にしておる。あなたは法律学者なんだ。法律では、一体保障するのけしきなんのかといふことが論点にならなければならぬ。教育の中立といふものをこの法律は保障しないじゃないか。あるとかないといふことは、その人によつてあり得るで

大臣が責任を負うということもあるのではありません。あの規則が、あまりいい規則ではないと私は思ひます。先年も実例がありました。しかしながら、国の政治を統一して、責任内閣を作る場合には、さればといつて、非常に違法なことがあるのに、文部大臣が何もするなといふことも無理な話です。そこで文部大臣は對抗してやるのじやありませんよ。非常に違つたことがあつたら、こういう措置をしたらどうだといふのであります。そのくらのことを言わなければ、だれが一体国の政治の責任をとりまじやう。しかし文部大臣が誤まつておれば、内閣は連帶責任でありますから、内閣の不信任も受けようし、それがまた国会の多数で押し通すといふことであつたならば、国民の批判も受けるというのが、自由主義、民主主義の度胸の据え方でございます。それ以上何もするなといふわけには、これはいかなるものか、かように思つております。

しょう。政党によってあり得るでしうけれども、法が一体保障しておるかという点に於ては、教育の中立は遺憾ながら今度のこの組織と運営においては保障されない。そこで私は次にまたいずれ日を改めてこの点に質問いたしますから、まあ問題を提起した程度にします。大臣としては、失礼ですが、今度はよく答弁を考えてきてもらはなくては困るのです。

それでお尋ねしたいことは、教育基本法の同じく第十条の「教育は国民全体に對し直接に責任を負つて行われべきものである」という「直接に責任を負つて」という言葉の内容がどういふか、あなたはこれを一体どう解釈されますか。国民全体に教育が直接の責任を負うとはどういふことでしうね。

○清瀬國務大臣 これは憲法第十五条第二項とはほぼ同様な趣意でございませう。いやしくも教育をする者は、その父兄にもその村にも責任を負わなければなりません、やはり日本国民全体に對して責任を負え、こゝろ規則でございませう。

○野原委員 そこで、国民全体に直接責任をとれることになれば、その直接責任をとれる趣旨に應ずる方式は、これは間接任命制がいいのでしうか、公選制ということになるのでしうか。これはいろいろな利害を離れて素朴に考えて一体どうでしう。お考えが承りたい。

○清瀬國務大臣 それはといふならば、学校教育の一番中心は学校においての教授でございませうが、教員を一人選挙するといふわけにも参りませんので、やはり各国は教育委員会を設けた

り、あるいは一定の任命権者を設けまして、教員は任命する。任命された教員は、任命者はだれであつても、心に誓つて国民全体のための教育を施す、こゝろの趣意に私は解しております。

○野原委員 公選制が教育基本法第十条のこの趣旨の方式に適合すると思はないかといふことを言つてゐる。あなたは考えないといふ説のようでありませうが、それは考えないかもしれない。そういう提案をしてゐるのですから……だれが考えても「直接に責任を負つて」という趣旨の方式は公選制です。これはよく聞いてござんませう。ただ公選には問題があるといふなら別です。いかがですか、もう一ぺん聞きますしう。

○清瀬國務大臣 これは委員会だけのことでなくして、「教育は」とあるのです。よろしいか、「教育は」とあるのです。そのうちのおもなものは教員のすることが教育であります。しかし教育委員会も、教員が関係してゐることはろんであります。教員であつても、教育委員会であつても、おおよそ教育は国民全体に對して責任を負う。世界のどの國でも、教員を公選しておるところはありますから、国民全体に對して責任を負うといふことは、公選にしろといふ意味じゃないと私は解してゐるのです。しかしながら民主主義の國において、ほかの場合には何も公選を私は誹謗するものではないと思ひます。ただ教育委員会の場合には、今言つた間接に國民の意思の通るやうなことでよろうと申しておるのであります。この規定をもつて、教育委員会を公選せよといふ規定だとおつしや

られるのは、どう考えても解釈の誤まりです。

○野原委員 そういふ見解は、文部当局としていつごろからそういう見解をおとりになつたのですか。そういう見解は、あなたが文部大臣になつてからとられた見解なのか、それとも文部当局多年の見解でございませうか。あなたは責任ある文部大臣であるから承わりたい。いつからとつたのですか。

○清瀬國務大臣 これは私の法律家としての解釈でございませう。こゝろのことについて文部省の省議も何もありません。法律學者清瀬一郎の解釈でございませう。

○野原委員 いつからとつたかといふことを言つてゐるのですが、従来の文部当局の見解も、ただいまあなたがお述べになられた考え方と同一でございませうか、それを聞いてゐるのです。そういう見解を立てる以上、あなたはお調べになられたはずで。

○清瀬國務大臣 私は法律家としては文字通りに読むのです。第二項は「教育行政」と書いてあります。第一項は「教育は」と書いてあります。教育行政と言へば、なるほど委員会に非常に近いものでありますけれども、第一項は「教育」と書いてある。こゝろに教育といふのは、今日の制度ではおもに学校でやつております。教育の任に當るものは学校の先生でございませう。学校の先生は国民全体に對して直接責任を負ふものと説けるのです。こゝろに世の中の通俗として、学校の先生を選挙できめる國は私には知りませんが、大体なことを書いてある。私は前任者のおつしやつたことを一々調べませ

んけれども、だれが日本語を読んでも、第一項は教育委員会を公選せよといふものとは、野原さん読めません。それはほかのところ、教育委員会は公選がいいと言つたかも知れませんが、先刻御引用の次官通牒などは明らかにそれが見られます。けれども第十条の第一項からそれがくるといふのは、文字解釈に非常に反すると私は思ひます。

○野原委員 どうも従来の文部当局の見解をお知りでないようであります。これはあなたが文部当局の見解を代表して御答弁できる立場の人か存じませんが、従来の文部当局の見解、特に教育委員会法に關しましては、提案をいたしました立法當時の見解といふものは、教育基本法第十条の「直接に責任を負つて」といふこの文言は、公選制を意味してゐることになつてゐるのです。だから私も、大臣がかわると、急に突然そういう見解をとられるとはなはだ迷惑するのです。文部当局の一貫した考え方といふものはないのですか。これはよく大臣あとで調べて下さいます。そこであなたが調べて

なる資料を申し上げませう。教育委員会法の提案をいたしました昭和二十三年の提案説明の速記、まずそれが一つ。それから私も数回文教委員会を問題が出されるたびにこのことは繰り返されておりますから、そゝろいつた方面の記録——文部当局はそゝろいつた解をいつてきたのです。特にこの提案説明のところではこゝろいふことを言つてゐる。「前述の地域に設けられる教育委員会の委員の選任方法は、一般公選といはしまして、地方住民の教

育に對する意思を公正に反映せしめることによつて、教育行政の民主化を徹底した」といふこととしました。「教育行政の民主化を徹底する」とは、公選でなければ地方住民の教育に對する意思は公正に反映されない、こゝろいふ解釈をとつておられますから、この解釈は、これは教育基本法第十条を見れば、あなたは教育だと言ひますけれども、この第十条は「教育行政」とカッコして最初の十條ができたときから指示しておるのです。この「教育」といふことは教育行政をさしてゐることは明らかなんだ。一般的な概念的な教育はさしていませんよ。そういう提案の趣旨から、明らかに公選でなければ教育基本法第十条の趣旨が實現できない。しかるにあなたは公選制を廢止されて任命に切りかへるのだから、いふまでもない、あなたのなされた今回の提案は、明らかに教育基本法の干犯であります。教育憲法違反であります。どう考へても許すことができません。（「とんでもない」と呼ぶ者あり）とんでもない方は、とんでもない方でけつこりです。（「もうないのか」と呼ぶ者あり）た

くさんあり過ぎて困るんだが、そこで独任制の政党内閣である文部大臣が、教育に對する不当な干渉ができる個所は随所に出ておりますが、今度の法文によれば、どういふ個所だとお考へですか。文部大臣が教育に對するいふゆる干渉をするといふこと——これは独任制の政党内閣です、それが教育に干渉して、不当な支配をやるということと、赤城さんは言つておる。不当な干渉をする個所が至るところにあるのですが、お気づきになりませうか、そ

いうことは考えたことはありませんか。

○清瀬國務大臣 今回の案が通りましても、教育に關しては教育基本法が優先いたします。教育基本法において、不当な干渉を避けるといつておりますから、どういふ規則があろうと、不当な干渉はいたしません。

○野原委員 とんでもないことです。これはちょっと頭を冷して勉強していただかなければ困ります。提案をしておつて、これはすでにあつちこつちからの反響が第五十二条、第十六条、その他至るところにあるわけでありまして、私はこれらの点は逐条審議の際にお譲りいたします。その際に十分なる御研究を要請いたします。

そこで私が最も問題にいたしますのは、改正法の第十九条の3、これは教育に對する考へ方が一体那邊にあるか、私どもには全く驚きにたえぬ条文が出されておる。指導主事は、上司の命を受けると出でる。新しい教育がなされて、アメリカの教育使節団の勧告はともかくとしても、この新教育になつて参りましてから、こつちこつちのような考へ方を教育の面から抹殺しなければ、官僚の教育統制に墮する、上から下に命令をするというやうな行き方じや困るというので、こつちこつち教育委員会とかあるいは教育の民主化とかいうことがやかましく叫ばれてきたにもかかわらず、おくめんもなくさういふやうな言葉が出ておるのであります。これは現在の法文にはさういふ文句はないのです。お調べいただければわかるのでございますが、ない。

そこで私が大臣に最後に要請いたします

たい点は、これらの点でどう考へても、政府から出された今回の法案は、中央集権、教育の自主性阻害、教育の中立性阻害、おそれるべき内容のものであつて、これは教育の完全なる逆コースであります。反動的提案であります。これは一つ十分考へてなつた上で、さつそく撤回せよといつても、政党内閣でしようけれども、しかし一部修正に應ずるくらいは御用意はあつてしかるべきではないかと思ひます。

以上申し上げて、どうも先ほどから坂田君があせつておられるのでございまして、私のきわめて簡単な質問を終りたいと思ひます。

そこで委員長、次によろしゅうございませぬ。

○佐藤委員長 今大臣がいなくなるんだが……

○野原委員 やむを得ませんから、それでは給食についての質疑に關しては、あとで大臣の御所見を聞くことにして了解します。

○佐藤委員長 清瀬文部大臣が参議院の方に出席を要求されておりますので、大臣なしでやりますが、いいですか。

「いいです」と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 では大臣どうぞ。次に去る三月三十日の委員会におきまして、野原委員より質疑を留保されておられます学校給食について、質疑に入りたいと存じます。つきましては、本件について、日本給食会常務理事大野健君を参考人として意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお先日野原委員より要求のありました資料は、本日提出されました。それではこれより質疑に入ります。野原委員。

○野原委員 私の要求いたしました資料が手元にきておりません。配付していただきたい。——資料がたまたま手元に來たばかりですので、私も十分これをそしやくできないままに質問いたしますが、資料をお出しになつた局長なり大野参考人から、簡潔な御説明を付加してもらいたい。

○小林(行)政府委員 お配り申し上げました御要求の資料は、現在の給食会の方で調製いたしましたものでございまして、文部省としても拝見はいたしたいたけれども、この内容については、特別に文部省で指示をいたしたものでございませぬ。ただ先般御要求のございました点の中で、配給対象人員については、給食会の方で東京地検の方に書類を提出したままになっておりますので、ここに加えてございませぬ。それでは、給食会の常務理事がおられますけれども、かわつて私から簡単に御説明申し上げます。

第一の、事務所の建築資金についてでございますが、これは項目を五つばかり分けてございまして、一は、従来から給食会の事務所は非常に手狭でもあつた、また府県その他からの連絡、あるいは関係者の出入り等がございまして、ために非常に不便な状況であつたのでございまして、従つて、適当な時期に何とか新しい事務所を建設すべきであるという意見が非常に強かつたわけでございます。昭和二十八年の五月の理事

会で、役員会として初めて事務所を建設すべきであるという申し合せができたわけでございます。この申し合せに基きまして、給食会の評議員が全国の給食課長でございまして、二十九年六月の評議員会で、その資金として、価格調整金約四千万円の中から一千万円を、府県に返した分より繰出してもらうという決定ができたわけでございます。その決定に基いて、各府県でそれぞれ教育長その他の関係者の承認を得て寄附されたものでございまして、それから、なお當時は木造二階の事務所、建設計画であつたわけでございますが、防火地帯でもございまして、また給食会が漸次拡充されてきておりますので、コンクリートの三階建にすべきであるという強い意見がございまして、そのために増加すべき建築の金額についても、前回同様御寄附を願うというこゝになつたわけでございます。これ、各府県の主管課長がそれぞれ府県の教育長の承認を得て寄附されたものでございまして、追加の寄附の方は約八百五十万円を寄附されたものでございまして。

それから第二の資料は、返還金の金額と譲出金と申しますが、寄贈金の一応の配分の額でございまして、第二表は、二十八年年度以前の価格調整金の分でございますが、先ほど御説明申し上げた四千百万円、このうちからちやうど一千万を寄贈されたものでございまして、それから第三表は、昭和二十八年年度以後、三十年度以前の価格調整金の返還の資料でございますが、二千九百七十万円のうちから八百五十万円が寄贈されたものでございまして。

それから第四表は、給食用脱脂ミルクの年度別、各府県別の配分一覽表でございます。二十八年年度から二十九年、三十年、三十二年にわたつて各府県にどれだけ配分されたかという資料でございます。

それからその次の表は事故品払い下げ業者、これは現在までに学校給食会で申請を受け付けておる事故品払い下げ業者でございます。

その次の表はミルクの輸入実績、これは二十八年年度一千九百七十七千四百ポンド、二十九年年度が二千二百一十二千二百七十八ポンド、三十年年度が三千二百九十九千二百九十六ポンド、こゝういふ数量でございまして。

それからその下の表は、日本学校給食会で二十八年年度以降実際に事故品が生じたものを、どういつた業者にどれだけ数量をどれだけ価格で払い下げたかという資料でございます。

簡単にございまして以上でございます。

○野原委員 そこで、一つきわめて簡単に明瞭にお尋ねをいたします。事務所建築資金として、ただいま承りますと一千八百五十万円の寄附金を仰いでおるのではありませんか、この一千八百五十万円はどういふやうな金に使つたか、まだ残つておるのか、使つたのか、使つたとすればその内訳を御説明願ひたい。

○大野参考人 申し上げます。この数字は、失礼でありますが大體にとどめた方がよろしいと思ひますが、目下進行中でありますので、建築費に一千七百十五万円、買いました土地代が百七十九万円、現在までの設備費が大体百三

十万円、事務費が五十五万円、役職員
の退職金が三百四十万円、予備費がた
だいまのところ約五十万円、こういう
ふうな状態になっております。目下設
備等やりつつありますので、まだ結末
がついておらないのであります。全体
の千八百六十九万円と申しますのは、
十九万円くらいはのり子が千八百五十万
円に付加されておりますので、そうい
う額になっております。

○野原委員 建築費が千五百五十万円、
土地代が百七十九万円、設備費が百三
十万円、こういう説明。事務費の五十
五万円というのは一体何です。こうい
う仰いだ寄付金から事務費を出すとい
うことは、学校給食会の定款にもな
い。これは一体何です。

○大野参考人 建物を建てます関係で
設計をやるわけですが、最初は
大造の予定でやって、次にはコンク
リートの二階建、あとから三階になる
というように、幾たびか設計が変つて
おるのであります。そういったような
設計をやるにつきてはたびたび青
写真そのほかの写真をとりまして、
それを役員会で検討いたさなければな
りませんので、そういったような費
用、それから建物を建てますにつきて
は、大体五五〇〇から着手したの
であります。コンクリートでありま
すので、特に基礎工事等コンクリート
の打ち上げの間は目を離さずこれを監
督しております。設計通りやるか
どうかかわりませんので、そういった
ような監督の謝金、それから落成式と
いうようなもの、これも地方の評議員
等から、せっかくやるなら盛大にやっ
てもらいたいというふうな要望もあり
まして、落成式に要した費用、そう

いったような費用を全部まとめまして
これを事務費というふうに使ってい
たわけでありまして。

○野原委員 どうもあなたの常識と私
の常識には大きな食い違いがあるの
です。建築におきまして、青写真代とか
そういう監督費用というものはすべて
建築費として計上すべきものなんです
。これは書類が検査庁にあるようにで
すから、実際の帳面づらがこうなつて
おるか私は見ておりませんが、これは
たれが考えても建築費の中に入るべき
ものなんです。これを事務費にしたと
いうのですから、これは速記録に残り
ますからあとで問題になりますよ。率
直に言つて下さい。一体落成式にどれ
だけ使いましたか。落成式典は盛大に
やったというがどれだけのですか。

○大野参考人 ただいま落成式に要し
ました費用の精算の書類を持っており
ませんが、大体五五十万円はかかりま
せんが、またかけてはならない。しか
し設備等を要しましたので、全体をや
りくりいたしましたし三十三万円前後
だと思つておりますが、はなはだ申訳
ありませんが、その一々を見ればわか
るのでありますけれども、ただいま
持つておりませんので、その程度で
許しを願いたいと思ひます。

○野原委員 常務理事の答弁とも思
いません。私がどういふような金を一
体どういふ面に使つたか調べてくれとい
う質問をしてからも相当期間がたつて
いる。何円何十銭までは聞きたくもあ
りませんが、落成式に幾ら要したかと
いうくらいは、これは調べなくても、
あなた常務理事ですから、給食会を代
表される方ですし、また管理局長とし

ても答弁ができないというのはおかし
いのです。調べなければ三十万円であ
つたかどうか言えません、こういう話で
すが、そうじゃありません。もつと
要つていふでしよう。もつと要つてい
ふが、しかし落成式にそんなに使つた
のでは格好がつかないというので、そ
う言つておるのじゃないか。これも一
つあなたが答弁できないければ、正確な
ところを御答弁願ひたいのであります。

○野原委員 どういふように、実はこれだけ尋ね
ただけでも非常な疑いを私も持たざ
るを得ない。そこで次にお尋ねしたい
ことは、第二十二国会ですか、財団法人
学校給食会が特殊法人学校給食会に
切りかえになったとき、退職金を三百
四十万円出したというのでございま
すが、こうして都道府県から巻き上げ
た寄付で退職金というものは出さな
ければならぬようなことに財団法人の
給食会はなつていたのかね。これは管
理局長にお尋ねします。

○小林(行)政府委員 特殊法人に切り
かわります際に、従来の勤続年数を新
しい特殊法人が受け継ぐか、あるいは
受け継がないかということにつきて
は、いろいろ問題がございました。
従来の財団法人日本学校給食会が特殊
法人に切りかわります際には、この勤
続年数を引き継がないとはつきり
言つておりませんが、引き継ぐ
という積極的な規定を法律にいたして
おりませんので、これは当然切り捨て
といった解釈をいたしたのでござ
います。従つてそのときに退職金を出
すことは勤続年数を切り捨てることで
ありますから、至当であらうと文部省
としても考えたわけでありまして。こ
れは一応整理退職に該当するものと考

へまして、国家公務員の整理退職に
関する法律の規定を準用して、大体退
職金の金額をきめたわけでございます。

○野原委員 退職金を出すことは至
当であらうと考へたことはともかくと
して、都道府県から取り立てたこうい
う寄付金で退職金を出さなければなら
なかつたのかと聞いておる。退職金は
出さなくちゃならぬ、それはそうしま
しょう。出さなければならぬのはいい
ですが、一体文部省はなぜ考へなかつ
たのか、都道府県が寄付しなかつたら
どうするつもりです。それを聞いてお
る。都道府県の寄付で出さなければならぬ
ものかどうかというのを聞いて
おる。いかがですか。

○小林(行)政府委員 文部省としては
退職金を出すことが至当であると考
へたわけでありまして、もちろんた
だいまお尋ねのございましたように、
寄付はこれは文部省なり日本学校給
食会が強制したわけではございませ
ん、寄付者の方でこれに賛成をしない
ということがある、寄付が予定通り
集まらなければ、この退職金は一応支
給することができない。あるいは金額
が少くなればそれは当然減つてくる。
整理退職の基準に合致しない金額の退
職金を支給する以外に方法はなかつ
たと思ひます。

○野原委員 寄付があつたから退職金
の基準の通りに支給した、寄付がな
ければ出さないでそのままにこころ、こ
れはそういうことでしたか。

○小林(行)政府委員 実は日本学校給
食会法が成立いたしましたときにも、
それ以前の御審議のときにも、人間
についてはできるだけ考慮してやるよ
うにというふうな御意見も実はあつたの

でありまして。その点につきては文
部省としても法律に退職金に関する規
定あるいは退職に際しての勤続年限の
規定を入れるのも一つの方法と考へて
おつたわけでありまして、現実には日
本学校給食会法にはこれは入つており
ませんので、退職金を出すことは至
当であつたと文部省としても考へてお
るわけでありまして。ただもし府県から
それだけの金額が寄付されなければ、こ
れはやむを得ない措置として、基準
よりは低い金額で措置する以外に方法
はなかつたと考へております。

○野原委員 これは局長大へんな問題
なんです。私はあなたをどうも追
究しようとは考へませんが、しかし非
常に疑惑を持ちます。あなたの今の御
答弁を聞いても、退職したら退職金
を出さなければならぬものだから、学
校給食会の職員に対して退職金を出
さなければならぬのだ、こういうふう
な考えが、会計といふか、会計とい
ふか、それは聞いたことがない。その一
つだけ聞いてもいかに学校給食会が
めであつたかわかる、一体何たるこ
とですか、考へてもらわなければなら
ぬことです。当然責任者として、寄
付があれば出す、なければ出さぬ、寄
付が少かつたら少いのだ、そういう
なことでは一体日本の全学童の給食の
元締め運営ができるかといふことを私
は申し上げたいのです。そこで三百
四十万円だけでしたか、これに付加
してあります。退職金はこればかり
ですか。

○大野参考人 この上に約十二万入
つております。これは離出金の額を
申し上げたわけでありまして、三十年

四・九の間は財閥時代でありましたけれども、せんだって申し上げましたように、その間の事務は、一切国が全額補助でありましたので、その中に退職積立金として、一定の率で政府が予算を積み立てておられました。それが四・九の間に十二万ありました。それは解散と同時に、その十二万ではあまりに少いといひるので、地方の方々が非常に同情されてまして、ただいまのような工合になつたわけです。その十二万何千といふ数字もはつきり覚えておりません。が、大体そういうような額であつたと思ひます。

○野原委員　職員は何人で分けたかといふことと、一人の最高額は、それは勤務年限何年で、何円であつたかお示しを願いたい。

○大野参考人　その書類も実は地検の方に参っておりますので、正確な数を今とらえられないのでありますが、大体一番長い職員はほぼ十年だったと思っております。それで六、七十万円、六十万台と覚えておりますが、資料が今ありませんので……。大体そういう状態であつたと思います。

○野原委員 人数は……。

○大野参考人 十二人です。

○野原委員 退職金を支払った人数は……。

○大野参考人　支払った人の数は、これも書類がいつておりますのでわかりませんが、退職金または記念品なんかを差し上げました者なんかと一緒にいたしますと、約六、七十人になると思います。

○野原委員 六、七十人ということ
で、最高は十年、一人六、七十万円
だ。これが一体寄付に合っておるかど

うかも問題であります。書類がないからというんですが、そこでお尋ねしたいのはこれからです。私が疑問に思っておるのはこれからなんですが、一千八百五十万円の寄付を仰いだわけですが、一千万円は昭和二十九年度の価格調整金約四千万円のうちからいただいた。全国学校給食主管課長の意見として、その申し合せがあったからもらった。強制寄付ではさらさらごさいません、こういうことです。そこで残りの八百五十万円は、昭和三十年度のどの金から捻出したものですか。これらは正直におっしゃっていただきたい。

○大野参考人 あとの八百五十万円と申しましたのは、価格調整金でありまして、つまりぜんだってお答えいたしましたように、必要経費に、損失を補填するために、あるいは価格の変動がなるために、あるべき金額を加えておったわけでありまして、そういう価格調整金であります。その価格調整金は、大体二十九年度、三十年代、主としてそういうふうになって参ると思います。三十年度のものは、その間にたまっておりました価格調整金の中から出したわけでありまして、

○野原委員 価格調整金と言えば合法的、合理的に聞えますが、価格調整金というのはもっとはっきりいって何ですか。

○大野参考人 実はこれは私どもの取引銀行の注意もありまして、もしこういう商売ではないが商売のようなことをやっておつて、インポーターに払う経費と、それから輸送業者に払う経費、保管料等必要経費だけでびしゃつと経営をいたしますと、何か本会の損

失のときに一体どうするか。国が補償してくればいいが、おそらく国は補償しないだろうというふうなことも考えられますし、子供に大きな負担をかけたり、あるいはそれがために、価格に大きな変動があるのも困りますので、実は銀行の方がやはりそれに対してある調整金のようなものをプラスしておかないと非常に困りはせぬか、実はそれが一つの金融してくれる条件でもあったのでありますが、そういう関係でそれを入れたのであります。たえとえば内地産を買うことが、内地の酪農振興上非常に大事な政策のようでありま

しても、内地産はすいぶん高いのであります。もちろん国の補助はありますけれども、補助では追いつきませんので、この価格調整金をそれに持って参りますというので、それでもって子供は値段を上げないで飲める。あるいはまたただいまアメリカのCCCから二セントで政府の御尽力でいただいておりますが、これが五セント、六セントとなると、非常に高くなる。そういう場合も、なるべくそのときに渡す値段を調整しないようにするために、価格を調整するためと、前申しました本会の負

○大野参考人 予算には、いつでも価格調整金というのはあげておりません。なので、予算面に出て参りますのは、輸入商社に支払います輸入代金、それから保管料、それから輸送業者の輸送料、そのほか雑費といったようなものが計算されております。収入の方では、もちろん子供から吸い上げられて学校から納めてくるミルク代金であります。が、このミルク代の中に今のあるいは一円とか二円というわずかの調整金が一ポンドについて加つてきておるわけでありまして、予算では別にそういうのを幾らということとは立てておりませ

ん。

○野原委員 予算にないという事であれば、これはどういうようにして価格調整金を集められますか。これは剰余金じゃないんでしょ。つまりそういうあなた方が仕事をしていく上に、どうしてもこれだけないと銀行から信用がないとかなんとかいうことだということになると、これは毎年度どこからその金をもらってこなくちゃならぬ。都道府県が出したことになるのですが、これは毎年度そうやっておったのですか。その点もう少しはつきり御答弁願いたい。

○大野参考人 地方の給食会から代金が入って参りますと、その代金の中にはほんとうのミルク代金と価格調整金とあるわけでありまして、私ども分の帳簿におきまして、ミルク代金と価格調整金とはつきり二つに分けておきまして、調整金はどうなっていくかをわかるように経理をして参ったわけがあります。もちろんこれは価格の中に入っているから、価格自体と考えてもいいかもしれませんが、私どもはいろいろな事情からはつきり分けて、

帳簿は別になって仕訳して入ることに
なっております。

○野原委員　そうなると、毎月々々金が入ってくる。入ってくるの中には本物の給食代と調整金があるんだ。その調整金は年度末に集計して、何年度は価格調整金が幾ら、こういふふうになっているんだ、こういふことですか。

○大野参考人　　そういふわけでありま
す。

○野原委員　そうしたら、その年度ごとに何千万円が集まった価格調整金の処理はどうしておりますか。年度ごとに解決しているのか、繰り越しているのか、どうですか。

○大野参考人 年度末に大体価格調整金はたっぷり出て参りますし、あるいは年度途中でも試算をするわけですが、その場合、その金については役員会を開いて意見を聞くわけであります。そうしてそれをみな返してしまふと、いわゆる手持ちが全然なくなり、たゞいま申しましたように保管料、輸送費、あるいは輸入業者に払いまして、それがありませんとゼロという状態になります。手持ちが全然ありませんと、銀行の方の金融を得すにも不便であるし、そのほか資金繰りの額は返さぬで持っているがよからうというよりな御意見で、ある額は返さぬで持っており、また持っているのも、ただ運転資金繰りの必要のみならず、値段が上りそりだという見通しがありますれば、なおさらそこにある額を保留しておくがよからうという額を残す、そういうことにいたしましたして、たゞいま申しましたように返していったわけがあります。

○野原委員 そりすると、価格調整金の実態は、都道府県が都道府県の予算から出したものなのか、末端にいきますと、やはり子供が一人々々何がいかにのを負担して、積み積った金額になつてゐるものなのか、その辺はどうなつておりますか。

○大野参考人 ミルク代金につきましては、私もオム・レール渡しといふことにきめられておりますので、それぞれ府県の指定されましたオム・レールでもって引き渡すわけでありすが、引き渡された上は、地方の給食会がそれを受け取りまして、学校に運んでいく、そういうわけで、オム・レール渡し以下学校まで参ります運賃その他いろいろな掛りがかかりますので、学校にいく価格はいろいろ違つてゐると思ひますから、私もはつきりわかりませんが、教育委員会の方では、このきめられた価格をもつて学校から受け取る。その受け取る価格の中には当然二十円いただくわけですから、子供からやはり価格調整金なるものが出てくる、父兄から出てくるという事は、その通りだと思ひます。

○野原委員 実態がわからないなといふ不見識なことはいはすです。常務理事ですら、そういうことは知つてゐるはず。だからあなたが最後にあつた子供に金だつたら、それはその通りです。都道府県の予算にはありません。そこでこれは子供が払い過ぎの金なのです。結局払い過ぎの金一千万円か二千万円か、あるいは八百五十万円といふものを、一体どなたの権限で処理されたのかからぬ。これは子供の金なのですから、その子供の金を一体どういふ法律によつて処分

していらつしやるのか。これはどなたの権限でなされるものですか、お伺ひしたい。

○大野参考人 ただいまのように結局子供から出るものでありますが、それは考え方によりますと、価格差というわけではございませんので、純粋の価格差でありました場合には、せんだつて申し上げましたように、二十九年の四月から四十円になつたものが八月末に二十七円になりましたので、十三円の差額はそのまま返しておるのでありますから、そういう価格差であります。そうではなしに、ミルク代金として二十円を請求しておりますので、それを分析しますと、今申しましたように、必要経費以上に今の調整金が入つておるわけでありまして、それは別に経理しておるのであります。価格差ではございませんので、それを返すか返さないか、あるいはこうしようというのを役員会できめまして、そして給食を管理しております教育長の承認も得て処理して参つたのでありますので、さしつかへはなからうと私も思つておるわけでありまして。

○野原委員 主管課長会議において、二の二を見ますと、全国学校給食主管課長の意見として一千万円が出た。五の二を見ますと、教育長その他府県の関係者の承認を得て八百五十万円をもらつた、こう書いてありますから、強制寄付ではございません。しかしその実態は解明しなければならぬ。これは一定の比率であつた方から表裏で出ておりますから、これは主観的な寄付といふことであらば、その都道府県の任意に出した寄付とも考えられ

る。場合によつてはゼロのところもなければならぬ。ところが一定のパラメーターで、——それはほんとはいへておられないが、これは出されたものです。やはりこれはどう考へても強制寄付なんです。かりにそうじゃないと仮定しても、あなた方は一体主管課長、教育長がこの金を処分する権限がある、この判断されて寄付を受けておられるのですか、それをお聞きしたいのです。

○大野参考人 私どもは実際に相手にするものは給食会でありまして、その給食会の理事をやつておるのには主管課長でありまして、それが監督してやつておるわけでありまして。子供に返さなければならぬものならば当然返すといふふうな判断は、こちらでやつておるわけでありまして、こちらのたゞいまお願いいたしました醸出金につきましては、いろいろお考へになつたと思ひますけれども、結局これを出しま

せん、また子供に、しかも永久的に負担がかかる。せんだつて申し上げましたので、繰り返すのは恐縮であります。文部省から追ひ出されて、転々としてあつちこち事務所を渡つておつたわけでありまして、そのうちにだんだん人員がふえますし、借りようとするは莫大な権利金がかかる。また経常費も出さなければならぬ。これは結局子供に大きな負担をかけるから、まあ長い間出さぬものを一気に出す方がいいのではないかと話がありまして、そういうふうなことで出していたのだのでありまして、私どもは商売をやつておられますので、子供に奉仕する気持でおられますので、主管課長の方々もそういうふうな考へで、一々

子供の方に意見を聞いて処理することはないだらうとお考へになつたものと思ひます。

○野原委員 建物がないから困るといふあなたのお考へは、私は同情いたします。それはわかるのですが、都道府県の教育長や主管課長に寄付を求めたときに、その権限があると思つて求められたかといふことを聞いておる。これはどうですか、権限があると思つておられますか、これだけを聞きたい。こ

ういふ価格調整金、子供の払い過ぎの金は、都道府県の給食会の会長というか、教育長というか、給食会法によれば支部長、それが処分する権限があると思つて、受けたのかどうかといふことなんです。それを聞いておる。これを答へて下さい。

○大野参考人 結局は子供の金でありますから、子供あるいは親の方が寄付される権限があるのだらうと思ひますが、一々照会もできないだらうし、そこで主管課長、教育長等が、これならば子供も親も喜んで寄付するだらうというふうな心持をそんたくしてやられたのだらうと思ひます。私も法律の権限というふうな問題につきましては、私の専攻しました学問と違つておりますので、はなはだ申しわけありませんが、法律的な権限といふことにつきましては、もう少し勉強させていただきます。

○野原委員 そりという勉強しなければならぬやうなことを、平然となさつては困る。大へんな問題です。私が質問をしてお答えになることができない、そういうことをやられては困るじゃないですか。それは給食会の建物がない、運営に困るというならば、子

供の全体のための日本の国の給食会でございますから、合法的な金を使つたらい。とんでもない金、子供の払い過ぎの金を権限のないものから寄付してもらつて、こそそとやるから、いつまでも疑惑が残る。この点を一体あなたはどうか考へておるか。これは権限はありません。大へんな問題です。私は某府県の教育長に言つたのです。君らは越権じゃないか。一体君らは学校のPTAその他の役員の許可を得たのか。得ていない。そんなことをやられては困る。私は府県会で問題にしようと思つたのだけれども、一応あなたの方に尋ねてみなければならぬから、これはまだ府県会まで発展してありませんが、これはえらいことです。一体そりというえらいことをさせる

ようなことを学校給食会が要求すること自体が、とんでもない話である。私はただいま申しましたように、合法的な金を使つたらい。建物が足りないから、建物を建てるのにこれだけの金が必要のだと言へば、都道府県の教育長から学校長に行き、子供も了解して、自分たちの給食のための建物を国が予算を出せぬならば、そういう仕組みになつてゐるならば、一円なり二円なりといふものが集まつて意義のあるものが建つじやありませんか。一体給食会の運営を何と考へてやつてこられたのか、はなはだ私も解せないの

であります。解せないままに私はこれで質問を終ります。最後に、八百五十万円は価格調整金と申しましたけれども、これは価格調整金にして何にしろ、ミルクの価格差のためにこれは集まつた金であると聞いておりますが、これは私

の聞き違いなのか、真相はどうなんですか。八百五十万円は何とも書いてない。あなたの報告を見ると、調整金とも何ともしてない。

○大野参考人 八百五十万円の金は、先ほど申しました価格調整金の金でありまして、当時計算いたしまして、四千五百万円ぐらいはどうしても持つていないと、運転あるいは金融に困るといふので、それを留保しまして、あとの二千九百万円はよろうといふので、返したのであります。価格差ではございせん。

○野原委員 もう一点は、あなたがある人に談話を発表しておるのですが、万年筆なども贈っていますけれども、これはもちろん役員会でやったのだらうと思いますが、そういうような金の使途にも規約があります。それから寄付を受けたり、あるいはいろいろなことを処理する場合には、たとえば八百五十万円の寄付を受けた、これは時の文部大臣が承認を与えておりました。これは念のためお聞きします。時の文部大臣の承認をとったでしょうね。いかがですか。

○大野参考人 財団時代の問題であります。財団時代におきましての文部大臣の承認を要する事項というのは大体きめられておりまして、そのきめられたこと以外のことは文部大臣の承認は必要ないのであります。ただいまの場合は文部大臣の承認はいただいております。

○野原委員 非常に問題があるようであります。私は一応この質問は打ち切りますが、学校給食会に対しては実は幾多の疑惑を各方面が持っております。遺憾なことに子供の給食のための

元締めになる書類がまだに検査庁から返ってこないという不祥事態も起しているのではありません。こういう点について、私どもは、給食会の役員諸君がもつと考へて、明朗な日本学校給食会であるような努力と誠意を示してもらわなければ、他日給食会の役員の方々の責任糾弾ということに当委員会としても発展せざるを得ないのでありますから、この点を要望いたしまして、一応質疑を打ち切ります。

○河野(正)委員 資料でございますが、この点は委員長の方でお取り計らいをお願いしたいと思います。事故品の払い下げにつきましてはいろいろな理由があり、あるいは保健所等の検査その他によりまして、加工品あるいは飼料というようにすることで払い下げられたと思いますが、その中で問題になりますのは、加工用に流された場合がいろいろ問題になる点が多いと思ふわけでございます。この点は食品衛生法の関係もございまして、加工用に回されたにつきましては理由と申しますか、保健所等でいろいろ検査等をやります。これは加工用には適するといふような理由があると思ふのでございしますが、その辺の事情を資料として御提出願いたい。その辺を一つ委員長の方でお取り計らい願いたいと思ひます。

○佐藤委員長 ただいま河野委員から御要求の資料につきましてはよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 この際昨日の委員会において御報告いたしました公述人の選定の結果につきまして、多少変更がございしますので御了承を願いたいと存じ

ます。すなわち公述人として予定いたしておりました吉村正君及び宮沢八十二君の両君を池田進君及び尾形猛男君の両君に変更することに、委員長及び理事において協議決定いたしましたので、御了承を願います。

本日はこの程度とし、次会は明後六日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十四分散会